ISSN 0027-9153

国立国会図書館月報

稀本あれこれ－442－　大森善清画『したれ柳』
地域の発展、世界の共存のために　世界図書館・情報会議
　－第70回国際図書館連盟（IFLA）大会に参加して　・1
　第31回国立図書館長会議
　　グローバル・ライブラリーへの胎動　＝生原　至剛　・3
　「世界図書館」会合　岐路に立つＧ７プロジェクト＝生原　至剛　・6
　議会図書館分科会　議会制民主主義を支える　＝渡瀬　義男　・8
　IFLA/PAC 諮問委員会・センター長合同会議／資料保存分科会関連
　　会議　多様なメディアの総合的な保存に向けて　＝那須　雅熙　・11
　目録・書誌情報関係会議　グローバルとローカル　＝横山　幸雄　・14
　子ども・ヤングアダルト図書館分科会　「児童図書館サービス
　　ガイドライン」の普及にむけて　＝佐藤　尚子　・17
　IFLA 点描　・20
平成16年度国立国会図書館長と都道府県議会事務局長との
　懇談会について　・22
館内スコープ　・24
常設展示のお知らせ　・24
本屋にない本　・25
独立行政法人等の出版物の納本について－新制度の施行に向けて　・26
国立国会図書館法の一部改正について
　－独立行政法人、地方独立行政法人等による出版物の納入制度－　・28
月例報告（国立国会図書館法の改正等）　・30
NDL news　・35
遠客近客　・36
国立国会図書館の編集・刊行物　・37
電子図書館サービスのページ　・39
国際子ども図書館のページ　・41
〈ご案内〉
　平成16年度レファレンス研修　・42
　平成16年度科学技術資料研修－当館所蔵資料を中心に　・42
　平成16年度アジア情報研修　・43
　第17回保存フォーラム　資料の災害対策－予防と緊急対応－
　　「文化財防災ウィール」をどう受け止めるか　・44
〈お知らせ〉年末年始のサービス休止について　・45
『国立国会図書館月報』年間索引　・55
What's 書誌調整？ 第11回 洋図書－国際的書誌調整の一翼を担って　・56

12　2004　No. 525

国立国会図書館利用案内

東京本館　〒100-8924　東京都千代田区永田町1－10－1
電話　03（3581）2331
利用案内　電話　03（3506）3300（音声サービス）
電話　03（3506）3301（FAX サービス）

関 西 館　〒619-0287　京都府相楽郡精華町精華台8－1－3
電話　0774（98）1200（音声サービス）
利用案内　電話　0774（98）1212（FAX サービス）

ホームページ　http://www.ndl.go.jp/

利用できる人　満18歳以上の方
資料の利用　館内利用のみ。館外への帯出はできません。
開　館　日　月曜日から土曜日
休　館　日　日曜日、国民の祝日・休日、年末年始（**45頁参照**）、資料整理休館日（第 3 水曜日）
所蔵資料　当館の所蔵資料は、納本、購入、国際交換、寄贈等によって収集され、東京本館、関西館、国際子ども図書館に分散して配置されています。

＜東京本館のおもな資料＞和洋の図書、和雑誌、洋雑誌（年刊誌、モノグラフシリーズの一部）、和洋の新聞、各専門室資料
＜関西館のおもな資料＞和図書・和雑誌・新聞の一部、洋雑誌、アジア言語資料・アジア関係資料（図書、雑誌、新聞）、科学技術関係資料、文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書、博士論文

東京本館のサービス時間

開館時間　月～金曜日　9:30～19:00　土曜日　9:30～17:00
※ただし、音楽・映像資料室、憲政資料室、古典籍資料室の開室時間は17:00までです。
資料請求時間　月～金曜日　9:30～18:00　土曜日　9:30～16:00
※ただし、音楽・映像資料室、人文総合情報室特別コレクション、憲政資料室および古典籍資料室の資料請求時間は16:00までです。
即日複写受付　月～金曜日　10:00～18:00　土曜日　10:00～16:00
後日複写受付　月～金曜日　10:00～18:30　土曜日　10:00～16:30
オンライン複写受付　月～金曜日　10:00～17:30　土曜日　10:00～15:30

関西館のサービス時間

開館時間　10:00～18:00
資料請求時間　10:00～17:15
セルフ複写受付　10:00～17:30
即日複写受付　10:00～17:00
後日複写受付　10:00～17:45
オンライン複写受付　10:00～17:00

※詳しくは当館ホームページをご覧ください。

大森善清画『したれ柳』

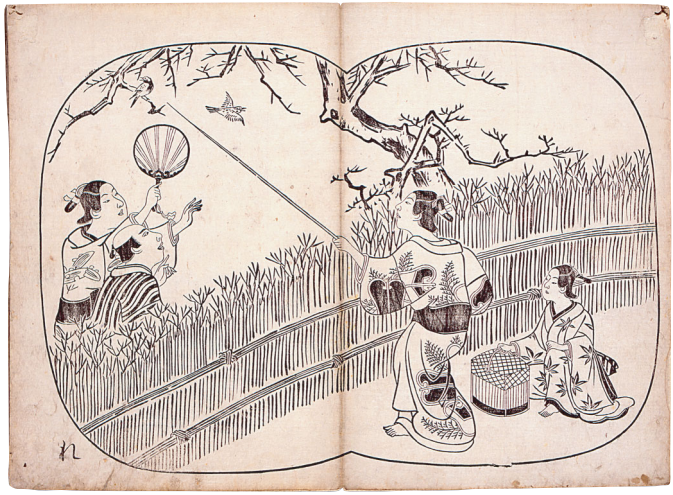

(a)

(b)

大森善清画『したれ柳』元禄一五年（一七〇一）刊

京島原遊郭の風俗を描いた横大判墨摺の絵本。折本一帖。大きさ二六・五×一八・二cm。式亭三馬（一七七六～一八二二）旧蔵本。菱形空押丹表紙は文政初年頃三馬が付したと思われる。表紙に三馬自筆の貼題簽。扉中央に印刷元題簽上のみ一枚（一七・一×三・四cm）が貼付される。見開き一紙一図（二六・五×三六・四cm）の画帖仕立。絵は全部で二三図。唐団扇形の枠外左下に「い」から「む」までいろはの番号が印刷されている。「う」以下はない。当時の書籍目録等から推測するに当初からこれで完本で、上中下の三枚の題簽を付し三帖として刊行したのかもしれない。序文一図が巻末に付される。

序文には「序／此風流繪本は 去御かたに／諸寺諸社の名筆といへる／ふるき繪馬ともを写しとめさせ／たまひて 深く御秘蔵ありし／を 大和繪師大森善清に是／をとめさせ 梓にちりはめて／世にひろめしむるものなり（この後一字「猶」虫損）／此巻に洩たるは跡より出来／次第出し申へく候／元禄十五壬午歳正月吉日／洛陽書肆 寺町通二条上二丁目 金屋平右衛門板〈酸漿〉」とある。

京の書肆金屋平右衛門が大森善清に描かせ、元禄一五、六年に刊行した「風流絵本」と称する一連の絵本の一つで、これまで本書のほか、中国の人物を描いた『あやね竹』（同様に前記の序が付される。）、武者絵『よろひ桜』、本書と同じ傾城絵『みだれ藤』などが確認されている。大森善清については、三馬が識語に「大和繪師大森善清筆 洛陽の人／江戸の菱川に比してハ位はなはた劣れと これも／土佐流の変風なり 西川右京祐信には先輩なり しかれとも画風よく似たり／三馬按するに祐信これの画風を慕ひしものなるへし」と記すが、元禄後期から正徳頃に活躍した絵師。経歴等本格的な研究はこれからである。

本書はほかにはニューヨーク・パブリック・ライブラリー・スペンサーコレクション本のみである。一帖。二六・七×一七・五cm。雷紋繋桐模様空押丹表紙。題簽なし。当館本同様「い」から「む」まで二三図。序文はない。このパブリック・ライブラリー本と当館本とでは次の二点が異なる。（一）パブリック・ライブラリー本には遊女名が入っているが当館本にはない。（二）当館本には人物の鼻の形に掲載した(a)(b)両タイプの図が混在しているが、パブリック・ライブラリー本はみな(b)タイプ。しかし当館本とパブリック・ライブラリー本は同じ板木を使用しているように見えるので、どちらかが後から板木を部分修正したと思われる。二本とも摺刷面は同程度に鮮明。専門家の調査が待たれるが、とりあえずは、当館本が先で、そこに遊女の名を入れ、(a)タイプの図は、鼻を(b)タイプに修正して、パブリック・ライブラリー本となったものと仮に考えている。理由は町田市立国際版画美術館所蔵の零葉「い」から「と」までの七枚の図が、パブリック・ライブラリー本の図と似ており、同本の後摺りのように思われるからである。明治三九年購入。（請求記号 寄別六―三―四―三）

（間島（ましま） 由美子（ゆみこ））

地域の発展、世界の共存のために

世界図書館・情報会議―第七〇回国際図書館連盟（ＩＦＬＡ）大会に参加して

世界図書館・情報会議（World Library and Information Congress）―第七〇回国際図書館連盟（International Federation of Library Associations and Institutions: ＩＦＬＡ）大会[注1]が、八月二三日～二七日、アルゼンチンのブエノスアイレスで開催された。主会場は、市内のヒルトンホテルおよびシェラトンホテルであった。今大会には、世界一二一の国と地域から三、八三五人の図書館・情報サービス関係者が参加した。うち初参加者が一、二三七人と多いのは、南米で初めての開催で、これまで少なかったこの地域からの参加や（アルゼンチン六一八名、ブラジル一一七名、チリ一〇九名）、全体に若い人の参加が多かったためと推測され、世代交代が進んでいることも窺われた。

日本からは二三名の参加者があり、このうち当館からは、生原至剛関西館長を団長として、那須雅熙収集部司書監、渡瀬義男調査及び立法考査局次長、佐藤尚子国際子ども図書館児童サービス課長、横山幸雄書誌部書誌調整課課長補佐の五名が参加した。

今年の大会のメインテーマは「教育・開発ツールとしての図書館」で、副題は「発展途上コミュニティにとっての図書館の重要性を強調するために」であった。また、今回が就任後初の大会となるラゼロカＩＦＬＡ会長の掲げたテーマは、「生涯リテラシーのための図書館」であった。これらのテーマの下、評議会、分科会、ワークショップなど二〇〇を超えるセッションとレセプションや文化行事が行われ、特にスペイン語による中南米からの発表が目立った。

開会式は二三日午後に、かつて世界三大オペラ劇場に列せられた威風堂々たるコロン劇場において執り行われた。歓迎あいさつに続いて、ラゼロカ会長の開会スピーチがあり、情報化社会の人権における、世界的な図書館・情報ネットワークのもつ意義とその推進を呼びかけた。次に、ブエノスアイレス生まれの作家Ｔ・Ｅ・マルティネスは、「グローバル時代の書物」と題した基調講演を行い、粘土板の古代バビロニアの『ギルガメシュ叙事詩』から、『源氏物語』を経て、アルゼンチン国立図書館長であった「バベルの図書館」のＪ・Ｌ・ボルヘスの作品や電子版ブリタニカまで、世界の数々の歴史的書物とそれを収蔵する図書館を、知識と人生の祝祭だと表現し賞賛した。スピーチの合間に

タンゴショー（**前頁写真**）が入り、情趣溢れるリズミカルな音としなやかな動きが大会へのプロローグを奏でた。

ＩＦＬＡの最高議決機関である評議会（Council）は、例年のように二回開かれ、第一回評議会は開会式に引き続いてコロン劇場において、第二回評議会は二七日午後の閉会式後にヒルトンホテル大会議場で開かれた。当館からは生原関西館長が投票権を持つ代表として出席した。

評議会では、各国協会会員費を国単位でなく協会ごとに課し、各国の地方レベルで活動している協会のために「その他の協会会員」を新設する規約改正案および二〇〇五年度会費案が提出された。経過説明の後、投票が行われ、両案とも可決された。

また公貸権を巡る議論があり、興味深いやりとりが交わされたので、ここではその一端を紹介したい。このところＥＵ内において公貸権導入の動きがあるところから、ＩＦＬＡのコア活動の一つである著作権等法的問題委員会（Committee on Copyright and Other Legal Matters）が、それに歯止めをかける決議を提案した。しかし、これには決議採択に強い反対意見が出され、議論の末、採択に至らず、ＩＦＬＡ運営理事会（Governing Board）で取扱いを協議することとなった。[注2] 決議反対の論拠は、①カナダ、英国、スウェーデンなど公貸権がうまく機能している国がある、②ヨーロッパに限られた問題であるから、いきなりＩＦＬＡ決議というのではなく、欧州国立図書館長会議（ＣＥＮＬ）など域内でまず議論すべきである、③複雑な問題を十分議論しないで決議するのは性急すぎる、④決議案は「原則的に公貸権に反対するものではない」としながらも、原則論にふみ込んでいる、というものであった。議論のなかで、「決してＥＵだけの問題ではない。発展途上国にとっても重大な関心事であり、また日本においても議論されていると聞いている。」という発言もあった。

もともと財政的基盤の弱い発展途上国の図書館界は総じて公貸権には否定的である。

閉会式では、次期会長に決定しているＡ・バーン氏（シドニー工科大学図書館長）が司会を務め、「情報社会におけるグローバル・パートナーシップ」と題されたパネル討論が持たれた後、今大会および次回オスロ（ノルウェー）

大会主会場（ヒルトンホテル）会議室前にて
（写真左から佐藤、那須、生原、渡瀬、横山）

大会両組織委員長のあいさつにより引継ぎが行われた。オスロ大会の紹介には、ピアノ伴奏付きヴァイオリン曲が奏され、美しい静かな北方の情景が醸し出された。ちなみにそれ以降の開催地は、二〇〇六年ソウル（韓国）、二〇〇七年ダーバン（南アフリカ共和国）、二〇〇八年ケベック州（カナダ）が予定されている。最後に再び、今回のもう一つのテーマともいうべきアルゼンチン・タンゴの名曲が、エピローグとして合奏され大会は無事終了した。

なお、大会期間中には、国立図書館長会議、「世界図書館」会合も開催された。当館職員が参加した他の会議、分科会、プレコンファレンスと合わせて、次に概要を報告する。大会中のその他の話題は、最後に「ＩＦＬＡ点描」として紹介し、はるかな地球の裏側の雰囲気を少しでも感じていただけるようにした。

（注1）会議のホームページは、http://www.ifla.org/IV/ifla70/index.htm

（注2）結局、本件は「著作権等法的問題委員会」（ＣＬＭ）で検討することとなった。

（国立国会図書館ＩＦＬＡブエノスアイレス大会派遣団）

第三一回国立図書館長会議

グローバル・ライブラリーへの胎動

生原至剛

国立図書館長会議（ＣＤＮＬ）は、例年、ＩＦＬＡ大会期間中に開催国の国立図書館がホスト役となって開かれる。今回も八月二五日、アルゼンチン共和国国立図書館（写真）の場を借りて、五九か国七八名（館長代理およびオブザーバーを含む）が参加した。当館からは黒澤隆雄館長の代理として、筆者が出席した。

以下、二六項目にわたる盛りだくさんな議題の中から一部を報告する。

地域からの報告

地域報告のなかで、二〇〇三年一〇月一九日、ブルネイで開催された第一一回アジア・オセアニア地域国立図書館長会議について、議長であるＤ・バーバ館長（マレーシア国立図書館）が、当館から関西館開館後のサービスについて報告があったことを紹介した。また、第一二回会議が本

年九月四～五日、中国・北京において、さらに第一三回会議がマレーシア（二〇〇五年）、第一四回がフィリピン（二〇〇六年）でそれぞれ開催の予定であることが報告された。

欧州国立図書館長会議（CENL）からの年次報告として、同会議の議長であるJ－F・ジョスリン館長（スイス国立図書館）から二〇〇五年三月末、同会議のもとに「欧州図書館（The European Library）」が発足することが紹介された。「欧州図書館」は域内の国立図書館の蔵書（電子・紙）に対する一元的なアクセスを目指すもので、財政的には参加館からの基金によって運営される。現在のところ英・独・仏・伊・フィンランド・オランダ・ポルトガル・スロヴェニア・スイスの各国立図書館がフルメンバーとなっている。

「欧州図書館」については、同マネジメント・グループ座長であるE・ニゲマン館長（ドイツ国立図書館）からも報告があり、「欧州図書館」構想を「プロジェクトからサービスへの脱皮」として特徴づけた。

地元中南米からは、E・マトス館長（キューバ・ホセ・マルティ国立図書館）がラテン・アメリカにおける図書館事情を紹介するなかで、喫緊の課題は識字率と新技術の導入であるとし、国立図書館は自国の出版文化の保存という点で重要な役割を期待されているものの、国の予算配分において健康や教育など優先度の高い分野と競合関係にあるため、財源確保の面で課題を抱えている実情を訴えた。

英国とカナダからの報告

その他の報告としては、L・ブリンドリー館長（英国図書館）「英国図書館の経済効果」、E・ペアレント氏（カナダ国立図書館公文書館資料部副部長補）「カナダにおける国立公文書館と国立図書館の統合」などがあった。英国図書館の報告は、文化機関の経済的価値を測定するという野心的な試みで、結論的にいうと、英国図書館に投入される国税一ポンドに対して、四・四ポンドの経済価値を生んでいるというものである。カナダにおける国立図書館と国立公文書館との統合については、その理由として蔵書および利用者という面で両者が相互に補完的な関係にあるという点とIT技術の進歩によって共通のサービスを提供することが可能となったことを挙げていた。統合のための法律は二〇〇四年五月二一日に成立し、これにより納本対象を電子情報に拡大するとともに、政府情報へのアクセスのより一層の拡大に道が開けたことになる。

ISSN国際センター長からの報告

F・ペレISSN国際センター長から、現在、ISSNスタンダード（ISO 3297）の見直し作業を進めていることが報告された。おもな改正点は付与方法とISSN番号の構造に係るものであるが、論点は同一タイトルに紙

媒体と電子媒体があるとき、それぞれにＩＳＳＮを付与するか、それとも共通のＩＳＳＮとするかである。

国立図書館の課題（パネル・ディスカッション）

パネル・ディスカッションは、Ｖ・ドリメレン副議長（オランダ国立図書館長）の司会により、Ｅ・マトス館長（キューバ・ホセ・マルティ国立図書館）、Ｄ・マーカム米国議会図書館副館長およびＪ－Ｆ・ジョスリン館長（スイス国立図書館）をパネリストとして行われた。テーマは「国立図書館が当面する課題」であった。この中で、マトス館長は、中南米の国立図書館が直面している問題点として、納本制など国立図書館にとって枢要な事業に係る法制度の不備、技術開発や専門家の雇用に必要な資金の不足、とりわけ高温の風土が資料保存におよぼす影響などを挙げた。

マーカム副館長は、二一世紀における四つの重点課題として、電子情報と印刷資料との統合、電子情報の収集と保存、電子環境下における職員の再教育、仮想的世界図書館に向けての国立図書館間の連携協力を指摘し、米国議会図書館が、これらの課題解決のため、大規模な組織改編を行ったことを紹介した。

最後にジョスリン館長はスイス国内における多言語対応の必要性と、国家的文化遺産の保護を考える際、国の情報政策もさりながら、国―州―地方自治体という縦の行政ラインを取り込んだ施策の重要性を訴えた。

三人のパネリストのコメントを巡り参加者を交えた意見交換があった。ジョスリン館長の言わんとするところは、単に行政レベルの問題ではなく、一国における情報政策の整合性を実質的に確保する必要があるということであり、図書館にとどまらず、文書館、博物館、美術館等国の文化的遺産の保存に係るすべての機関の連携協力をどう促進するか、ということであった。その意味ではカナダにおける国立図書館と国立公文書館との統合という画期的な試みを念頭におきながら、議論の結果、電子情報に関して、文化機関を横断的にカバーしたフォーラムが必要であり、ＩＦＬＡ国立図書館分科会がそのような場を設定するよう要請された。

役員の選任

当会議では、Ｊ・フラートン議長（オーストラリア国立図書館長）が任期満了となるとともに、Ｖ・ドリメレン第一副議長（オランダ国立図書館長）が二期副議長を務めたことから辞意を表明し、加えて第二副議長が空席となっているところから、議長および二名の副議長を選出する運びとなった。その結果、満場一致で、議長にはＣ・サエール館長（ブラジル国立図書館）、第一副議長はＥ・ニールセン館長（デンマーク王立図書館）、また第二副議長にはＤ・バーバ館長（マレーシア国立図書館）が選任された。任期はいずれも二〇〇五年から二〇〇八年である。

なお、第三一回国立図書館長会議の資料、会議録、各国活動報告等は議長国オーストラリア国立図書館 http://www.nla.gov.au/initiatives/meetings/cdnl/2004/ を参照されたい。議長の交代により、次回からは事務局もブラジル国立図書館に移る。

おわりに―二つのひろがり

数多くの発表とパネル・ディスカッションを聞きながら、二つのひろがりのなかに位置づけられた各国の国立図書館をイメージした。一つは今触れたように、図書館界からすべての文化・情報機関に向けたひろがりと、もう一つはCENLによる「欧州図書館」に見られるような国立図書館の仮想的な地域的統合というひろがりである。そして、後者についてはさらにその先にあるのが、マーカム米国議会図書館副館長の言葉を借りるならば、グローバル・ライブラリーという構想である。いずれの方向性においても、IT技術の進歩がそれを可能ならしめている（その達成が決して容易というつもりはないが）ことは、カナダ国立図書館公文書館が自ら指摘するところである。

グローバル・ライブラリーに向けた国立図書館の役割は、後述するように「世界図書館」のテーマでもある。次回、CDNLとして「世界図書館」のプロジェクトにどう取り組むかが議題として採りあげられるかもしれない。

（いくはら　よしたか　国立国会図書館関西館長）

「世界図書館」会合

岐路に立つG7プロジェクト

生原至剛

「世界図書館」（Bibliotheca Universalis: BU）会合は、CDNL同様、IFLA大会に合わせて開催することを恒例としている。今年は、ブエノスアイレス市内のメリアホテルという小さなホテルの会議室を借りて、八月二二日に開かれた。CDNLと違って、「世界図書館」会合はいたってこぢんまりとしたもので、一三か国一三名、オブザーバー二名というものであった。

「世界図書館」は一九九五年、G7情報サミットの決議に基づくプロジェクトとして発足したもので、当初、フランスと日本が幹事国となった。その後、G7の枠組みから

離れて、現在、フランス国立図書館を事務局とし、公式ホームページは欧州国立図書館長会議（ＣＥＮＬ）の公式ホームページであるGabriel（サーバーはオランダ王立図書館http://www.kb.nl/gabriel/）に同居している。

しかしGabriel自体が来年にはＣＥＮＬの新しい公式ホームページEuropean Libraryに統合されることになっている。その際、ＢＵのホームページが行き場を失うこともあり得る。そもそもＢＵには財政的裏付けがない。今後どうＢＵを運営すればよいか、というのが主たる議題であった。(注)

Ｒ・エルブーズ議長（フランス国立図書館国際部長）が、ユネスコにＢＵのスポンサーになってもらえないかと打診したところ、Ａ・アビド氏（ユネスコ代表、オブザーバー）から「ＢＵがユネスコ総会の賛同を得られるとは思えない」と断られ、結局、エルブーズ議長の要請によりＪ・フラートンＣＤＮＬ議長（オーストラリア国立図書館長）が来年のＣＤＮＬで議題にとりあげるよう努力すると語り、議論を終えたが、参加国は本年一二月初めまでに本件に関するコメントを事務局に送るよう要請があった。

その他、Ｊ・フラートン館長（オーストラリア国立図書館）から「デジタル情報の保存とアクセスのための安定的長期支援」、またＬ・ブリンドリー館長（英国図書館）から「ウェブ情報の収集に係る法制をめぐって」というテーマでそれぞれ短い口頭報告があった。フラートン館長はデジタル情報を安定的に長期保存し、アクセスを保障していく上での留意点を整理するなかで、収集対象や目的の明確化等と並んでメタデータの重要性を強調した。一方、英国は二〇〇三年に納本法を改正し、ウェブ情報も納本対象としたとはいえ、施行にあたっては別途規則を定めることとされており、目下英国図書館が中心となって規則制定の準備を進めているところである。従って、ウェブ・アーカイビングについていえば、現状では従前どおり出版者との契約による収集を継続しており、とくに新聞社系のデータベースの収集には苦労している模様である。また、納本法は印刷物に準じて「英国内」で生成発信されたウェブ情報を対象とするが、ウェブの世界において「英国内」という定義がどれだけ現実的かという、各国と共通の悩みを抱えている。

なお、オーストラリア国立図書館は昨年ゲストとして出席したが、今年から正式メンバーとなった。

(注) その後、Ｅ・ニゲマン館長（ドイツ国立図書館）から、九月末、ローマでＣＥＮＬの理事会が開かれ、ＢＵホームページの取り扱いについて協議した結果、二〇〇五年夏にはGabrielを終了するが、それまではＢＵを継続する、との情報を得た。

なお、「世界図書館」事業については、『国立国会図書館月報』五一三号（二〇〇三年一二月）「「世界図書館」会合―電子図書館の国立図書館長会議」参照。

（いくはら　よしたか　国立国会図書館関西館長）

議会図書館分科会

議会制民主主義を支える

渡瀬義男

プレコンファレンス

議会のための図書館および調査サービス分科会（通称「議会図書館分科会」）は、ブエノスアイレス大会直前の八月一七日から一九日までの三日間、チリのバルパライソにおいてプレコンファレンスを開催した。バルパライソは首都サンチャゴに次ぐ第二の都市で、一九九〇年にモダンな国会議事堂が新築されたばかりの港町である。八月中旬とはいえ南半球のこと、朝晩は春寒厳しいものがあったが、幸いにも晴天続きで太平洋は波静かであった。

第二〇回目を数える分科会の統一テーマは、「顧客、公約そして信頼。立法上の論点に関して利用者（＝議員）の関心および市民の関心に戦略的に耳を傾けることで、議会図書館は民主主義を促進する活動を行う」である。激動の続く南米での初めての会議にふさわしいテーマであって、とくに分科会の会長M・デラノ氏を出している主催国チリの熱気が伝わってきた。

初日の一七日は、開会式に続いて「チリ議会図書館の戦略的サービスと国会議員側からの評価・要望」というテーマで発表と討論が行われた。出席の上下両院議員からは、議会図書館の情報サービスが議員だけでなく市民にも広く提供されていることに満足している旨の発言が相次いだ。立法過程の透明化と民主主義の定着に果たす議会図書館の役割が強調されたのも、七〇年代以降の対立と独裁を経たチリならではのことと思われる。

二日目は午前中にR・メディナ米国議会図書館法律図書館長から「グローバル・リーガル・インフォメーション・ネットワーク」（GLIN）の説明があった。午後にはラテンアメリカ諸国議会図書館の活動が紹介され、情報の信頼性と各国の連携が強調された。GLINについては、アメリカ大陸を中心に二五か国が参加しているとのことであったが、日本や欧州諸国は参加を見合わせており、英文による抄録・インデクス付きの世界的法律データベース作成を急ぐ米国とのすれ違いが浮き彫りになった。

三日目の「リサーチデイ」はプレコンファレンスのハイライトであった。連続して開かれた四つのセッションは左記のとおりである。

① 議員スタッフへの応対の事例研究と運営戦略
② 議員の望む調査をわれわれは行っているか
③ 議員の調査ニーズに応えるための各国の戦略事例
④ 最新のイノベーション

第一セッションでは、まずD・シーダー氏（米国議会図書館議会調査局）が、ほとんどの依頼は議員スタッフからのもので、そのニーズを的確に把握するために「利用者のところに出向け」をモットーにしている点を力説した。またP・ベインズ英国下院図書館長は、利用者から評価されるために、従来の媒体による回答に加えてネットワークによる提供を強化している事情を紹介した。

第二セッションでは、C・ブラウン氏（ガーナ議会図書館）が、議員からの苦情・批判を業務の改善に役立てるための「フィードバック機能」について雄弁に語った。

第三セッションでは、チリ、韓国、イラン、日本からの報告がなされた。昨年当館に来館したキム・ユヒャン氏（韓国国会図書館）は総合的な立法情報システムの構築について語り、F・アザデ氏（イラン議会図書館）は歴史的・宗教的な「文化財の保存」機能を強調した。筆者は、調査及び立法考査局が予測調査の中で最も力を入れている総合調査について報告した。結論として、当面の国政課題に関する簡潔な即答が喜ばれる中で、自前の中長期的・分析的調査の継続の必要性を強調した。これに対しては、司会を務めたJ・ヴェリエ氏（オーストラリア議会図書館）から、「簡潔さと分析的高さの両立を求めていることに敬意を表する」との議長総括が寄せられた。

第四セッションでは、A・ペルナ氏（ブラジル議会図書館）が、電子政府の進行の中でインターネットを活用する議会図書館の役割について熱弁をふるった。

ブエノスアイレス大会

（一）**常任委員会**

八月二一日は大会への参加登録日であった。翌二二日、議会図書館分科会の常任委員会が主会場のヒルトンホテルで開かれ、大会期間中の分科会の日程、議題、地域動向、次年度以降の開催予定が議論された。地域動向のひとつとして、隔年のアジア太平洋議会図書館長協会（APLAP）開催が今年はインドで予定されていることが紹介された。また、来年の大会はプレコンファレンスともどもノルウェーのオスロで開かれることが確認され（二〇〇五年八月一〇日～一八日）、同国を代表して分科会の情報責任者でもあるG・サンドグリンド氏があいさつした。

（二）**公開セッション**

二三日にはコロン劇場での開会式の後に、他の分科会参加者にも公開したセッションが催された。F・カークウッド氏（カナダ議会図書館）が「インフォメーション・イズ・パワー」を唱え、市民にとっての情報の必要性を強調した。

二四日に再度登壇した英国のベインズ館長は、年末に退任予定ということで、「図書館サービスと調査サービスの組合せ―三〇年を超える在任期間を通しての変化と課題」と題するお別れ講演を行った。昨年当館を訪れて講演したのとほぼ同じ論旨であったため（本誌五一四号参照）、その真意が改めて十分に理解できた。要約すると、近年議員の

生活はますます忙しく、議員の抱えるテーマはますます複合的になっている。そのスタッフ（秘書）は多様化し専門家も増えている。彼らは議会図書館が従来行っている調査を評価しつつも、各分野に配置されたスペシャリストからの即答、イントラネットを介しての即答をますます強く求めるようになってきている。議会図書館はこの要請に対し、ＩＴ技術を駆使してさらに迅速に、先方が容易に入手・読了できる手段での回答をしなければならない。「競争者がネット上にいる」ことを肝に銘じ、進化を続けなければならない、というものである。

筆者はベインズ館長の時代認識、議員（秘書）ニーズ把握の確かさに共鳴しつつ、われわれの行き方との違いを感じた。筆者は、簡潔な回答のみを追求すると分析能力と執筆能力、総じて調査能力が長期的に衰退する可能性が高いと考える。国政課題を予測してあらかじめ掘り下げた調査を行い、その成果を来たるべき依頼への回答の一部とするような「自主性」がなければ、調査機関としての底力を失うと懸念している。とはいえ、その予測と成果が自己満足に終わるようなことがあってはなるまい。われわれは常に議員のニーズを的確に捉える努力を続けなければならない。

（三）セッションおよびワークショップ

二六日は、壮麗なアルゼンチン国会議事堂に隣接する上院議員会館内で分科会が開かれ、主催者側による「アルゼンチン議会図書館の諸サービスと国会議員側からの評価・要望」というセッションが行われた。チリの場合と同様に議員からの評価は高かったが、それを発表したのが全員女性議員であったことに女性の進出ぶりが象徴されていた。

二七日最終日にはワークショップが開かれ、「シンクタンクとは何か」、「総合的調査のためのアイデア」、「背景的情報から調査への昇華」というテーマごとに発表がなされた。

まずＳ・ファイン氏（イスラエル議会情報センター）が、シンクタンクの本質、各種タイプ、役割について発表した。次にシーダー氏（米国議会図書館）が、「総合的調査」においては目標を参加者に納得させ進捗状況を周知させる推進者の役割が大きいと説明し、出席者の共感を呼んだ。最後のテーマについては、時間帯が大会閉会式と重なり傾聴することができなかった。

総じて、分科会はきわめて熱心で、大会の他の公式スケジュールに食い込むほどの日程をこなしていた。ＩＦＬＡ本部もこの熱意に折れざるをえなかったのではないだろうか。分科会会長のデラノ氏に閉会式で功労賞が贈られ、本人不在のため代理人がそれを受け取ったのは、本部と分科会との関係を象徴する場面であった。

ただ、分科会参加者にとって、はるか僻遠の地で、しかも国をまたいで開催される会議が負担の重いものであることはいうまでもない。来年から同一国内で行われることになったのはその意味で喜ばしいことである。

（わたらせ　よしお　調査及び立法考査局次長）

IFLA／PAC諮問委員会・センター長合同会議／資料保存分科会関連会議

多様なメディアの総合的な保存に向けて

那須雅熙

IFLA／PAC諮問委員会・センター長合同会議

二〇〇一年にIFLAの他のコア活動と同様に資料保存コア活動（以下PAC）にも諮問委員会が設置され、活動に関する指導、助言が行われるようになって以来、初めての合同会議が八月二四日に開かれた。場所はシェラトンホテルの一室で、出席者は、諮問委員会からニルセン委員長（司会）ほか七名、センター長はバーラモフ国際センター長、各地域センター長（筆者は、当館に設置されているアジア地域センターの代表として出席）および代理の計八名、国内センターから二名、オブザーバーとしてグイン資料保存分科会常任委員会委員長の合計一八名であった。

主要な議事では、国際センターの任期について、現国際センター長が二〇〇六年三月に退職予定であることから、二〇〇五年末までに、フランス国立図書館が引き続き国際センターを務めることを前提に後任を検討することとした。

次いで、新設センターの紹介があった。従来PACは他のコア活動と異なり、中央集中方式でなく分散方式による運営がなされているが、最近さらに世界各地のセンターの組織再編を積極的に行い、責任分担と主体性を原動力に活動をより活性化させる方策が推進されている。今年は、すでに中南米に三つの地域センター（トリニダード・トバゴ国立図書館および情報システム庁、チリ国立図書館、ブラジル国立図書館）が誕生し、国内センターが中国国家図書館、ケープタウン大学に創設され、ベナン共和国にも近く開設される。また、アジア熱帯地方の保存環境の特異性から、タイ、インド、インドネシアのいずれかに将来センターを設置する問題については、国際センターおよびアジア・オセアニア地域センターのオーストラリア国立図書館が当該諸国に接触することになった。東南アジアを同館と共同分担している当館も、両センターと協力し、当該諸国と緊密な連絡をとることにしたい。

各地域・国内センターが主要な成功、困難な問題および今後の優先事項についての要点報告を行った。電子情報長期保存、電子化、マイクロ化、録音・映像資料の保存対策、地域内の国際協力、シンポジウム、ワークショップの計画などが報告され、アフリカからは劣悪な保存環境や困難な状況を打開すべき今後の抱負が述べられた。当センターの報告で今後の課題とした中性紙使用普及のためのガイドラインの作成、当館の資料防災計画および国のガイドラインの検討については、早期にその実現を図っていきたい。

最後に、次回オスロ大会も今年と同様に合同会議とし、IFLAとは別に、二〇〇五年から二〇〇六年にかけての冬にパリまたはモスクワでセンター長会議を開くことを申し合わせ閉会した。

資料保存分科会常任委員会

委員会は二二日、二八日の二回行われ、出席者は、グイン委員長（スミソニアン協会図書館）（写真右端）、ラーマネン事務局長（ヘルシンキ大学図書館）（写真右から二人目）ほか各常任委員、連絡委員、オブザーバーの約二五名であった。現在、日本からの常任委員が不在であるため、筆者は、オブザーバーとして出席した。

主要検討事項は、今後の公開セッションで取り組むテーマであった。オスロ大会ではプレコンファレンスとして北極圏保存専門家会議「すべての図書館資料の保存・保管問題の解決」を開催し、公開セッションは、「永遠の資料収蔵施設―支持すべき解決と避けるべき誤り」とし、ソウル大会の公開セッションは「非専門家のための保存教育―保存の館内知識を強化するための管理ツール」とすることが合意された。両セッションでは、アジアからの発表者が求められており、当館が仲介や発表をしてもよい旨を申し出た。

テーマに関連して、ヤンセン委員から各委員の保存関連事項に関する知識と関心のレベルについて今大会中に行ったアンケート調査結果の報告があった。報告からは、各委員の関心が伝統的媒体から電子媒体、磁気・光メディアへ、個別資料の保存から大量保存措置へと移っていること、危機管理への関心が強く、資料の保管環境への知識、関心も一定していること、関心の高い電子資料の保存に関しては、OAIS参照モデル[注1]、PREMISプロジェクト[注2]、光メディアといった事項に対して知識レベルが低く研究不足であることがわかった。ほかに、保存に関する標準・ガイドライン等に関するリストの作成の進捗状況についても報告があった。PACの場合、常任委員会との関係は緊密であり、当館がアジア地域センターの活動を展開するうえで常任委員会からの情報は極めて重要である。

資料保存関係公開セッション

公開セッションは、左記の二つのテーマをめぐって開催された。

一「文書遺産の保護―国立図書館は防災計画をもっているか」

発表は「災害防備と日常的管理政策」（ブラジル国立図書館）、「国立図書館の災害計画に関する調査」（バーラモフPAC国際センター長）、「災害防備―チリ国立図書館」

および「オーストラリア国立図書館の災害防備」であった。

バーラモフ国際センター長は、グラスゴー大会の評議会決議に基づいて行った「国立図書館に対する防災計画に関するアンケート調査」の結果について報告し、国立図書館の防災計画、災害防備についての世界的状況を明らかにした。回答したのは七三館（四一％）で、計画をもっているのが三九館（五三％）、もっていないのが三四館（四七％）（うち、計画予定二八館）。一般的に防災計画を作るための資源とモデルが不足しており、後者についてはＰＡＣが『ＩＦＬＡ図書館資料の予防的保存対策の原則』に基づく防災マニュアルを、国際文書館評議会と協力して作成中であることが紹介された。また、国立図書館の計画は、他の機関との協力により最終的に国全体の計画に統合されなければならないとも述べた。総合的な観点から、資料やシステムを含む全体的な防災計画を整備しているオーストラリア国立図書館の試みは模範的である。質疑応答では、危機管理およびリスク評価とその記録の重要性が指摘された。

二「視聴覚資料―ニューメディアの保存」

発表は、「記憶と保存―グロボＴＶネットワークの経験」（ブラジル、グロボ機構）、「チリの視聴覚資料」（チリ国立図書館）、「ブラジル国立文書館の映画保存」、「ウルグアイの映像・録音資料」（エスクエラ図書館大学）、「ビラロボス博物館の録音資料の保存」および「北アメリカの環境概観」（ポール・メシール写真・紙芸術作品保存社）であった。全体的に各国、各機関が行っているニューメディアの制作、収集、保存、提供というサービス全般の中で、資料の劣化対策や媒体変換（電子化、マイグレーション）についての言及がなされた。質疑応答では、映画フィルムの保存に関する技術およびコスト、映像資料の保存専門家の養成、媒体変換に伴う著作権問題、技術・媒体・機器・電子化に関する国際的標準について意見交換があった。当館のニューメディアに関するサービスは、まだ発展途上にあり、録音・映像資料および電子資料の収集、組織化、保存、提供が体系的、包括的なものになっていない。また、保存についても、劣化度調査に基づく保存対策が緊急に必要なものがある。この分野は、ガイドラインやマニュアルがようやく整備され始めた段階にあり、世界の図書館と相互に情報交換をし、協力しながら推進することが重要であろう。

今回の会議全体を通じて、メディアの多様化が進む中、利用の観点から蔵書全体を視野に収め、何を原形で残し、何をどう媒体変換するか、また各メディアについて劣化対策をどうするかといった総合的な保存対策の必要性を、改めて確認する良い機会となった。

（注1）デジタル情報の長期保存システム構築に関する有力な指針として提案された機能的参照モデル（注2）ＯＣＬＣやＲＬＧ等で推進している保存メタデータの実装に関する作業グループ

（なす　まさき　収集部司書監・ＩＦＬＡ／ＰＡＣアジア地域センター長）

目録・書誌情報関係会議

グローバルとローカル

横山幸雄

目録・書誌情報については、書誌調整部会および同部会を構成する書誌分科会、目録分科会などが担当しているほか、二〇〇三年に発足した書誌標準に関するＩＦＬＡ-ＣＤＮＬ同盟（IFLA-CDNL Alliance for Bibliographic Standards：ＩＣＡＢＳ）でも扱われている。各会議の概要を報告する。

書誌分科会常任委員会

委員二一名のうち、ストクラソヴァ委員長（チェコ国立図書館）、ヒューイ事務局長（ミシガン州立大学図書館）を含む一四名が参加して行われた。おもな議題は、①全国書誌ガイドライン作成ワーキンググループの今後の活動について、②分科会戦略計画二〇〇四～二〇〇五の検討、③次回オスロ大会プログラム案であった。

全国書誌ガイドラインは二〇〇五年オスロ大会での提案を目指して作業中だが、電子資料の取扱い、全国書誌に掲載されない「隠れた図書館資料」等について予備調査を行うことが決定した。

また、二〇〇六年韓国ソウル大会でのガイドライン報告に向けて、アジア地域からは唯一の委員である筆者を含む数名の委員が、東アジア各国への対応（連絡調整等）を行うことになった。

書誌分科会公開セッション

「ラテンアメリカにおける全国書誌の現状」をテーマとして、基調報告ならびにアルゼンチン、ブラジルおよびキューバの三か国の状況報告、計四件の報告があった。

地元アルゼンチンからの報告では、同国に全国書誌が存在しない現状と歴史的経緯、同国を含む全国書誌非存在国・地域に対するＩＦＬＡの役割への期待が述べられた。

※ＩＦＬＡの役割について、一九九八年デンマーク・コペンハーゲンで開催された第二回全国書誌国際会議（ＩＣＮＢＳ）の勧告一九では次のように示されている。（本誌四五八号）

ＩＦＬＡは全国書誌作成機関がその活動、全国書誌を開発するためのパイロット計画の策定、作成のためのガイドラインの策定、国、地域または国際的なセミナーや研修ワークショップの開催等を発展させるために必要な援助を行う。

目録分科会公開セッション

「目録関係基準の開発」をテーマとして、大会直前にブ

エノスアイレスで開催された第二回国際目録規則に関するＩＦＬＡ専門家会議のレポート、メタデータ関連報告二件、計三件の報告があった。

書誌調整部会公開セッション

書誌調整部会を構成する四つの分科会（書誌、目録、分類・索引およびナレッジ・マネジメント）の活動報告、ラテンアメリカにおける書誌調整の現状等、計一一件の報告があった。（ナレッジ・マネジメント分科会は、平成一五年一二月にナレッジ・マネジメント・ディスカッション・グループからの改組が認められて書誌調整部会に位置付けられたが、その活動内容は書誌調整の領域に止まらない。）

書誌分科会常任委員会からの活動報告では、①全国書誌作成の振興による国際書誌調整の進展、②ＩＣＮＢＳ勧告の実施および実施に向けたガイドラインの開発による書誌調整の質と首尾一貫性の向上、③書誌情報の作成に関する出版業界との協力推進、④分科会の成果公表、⑤分科会活動への参加推進および分科会常任委員会委員未選出地域からの委員選出の拡大、という五つの目標および目標達成に向けた活動方針が示された。

ＵＮＩＭＡＲＣ公開セッション

「書誌調整ツールとしての所蔵レコード」をテーマとして、ＵＮＩＭＡＲＣ所蔵レコードフォーマットの紹介、ＭＡＲＣ21所蔵レコードフォーマットの紹介等、計四件の報告があった。

分類・索引分科会公開セッション

「主題アクセスツールの地域的適用」をテーマとして、スウェーデンにおける件名作業の現状、メキシコにおけるスペイン語件名標目表の開発等、計四件の報告があった。

ＩＣＡＢＳ公開セッション

ＩＣＡＢＳを構成する六つの国立図書館から、各図書館の活動についてそれぞれ報告があった。当初三年間の各図書館の分担は次のとおりである。

（英国図書館）①ＦＲＢＲ（書誌レコードの機能要件）のレビュー、②ＦＲＡＮＡＲ（典拠レコードの機能要件および典拠番号）の作成

（ドイツ図書館）①ＩＳＢＤ（国際標準書誌記述）の作成および維持管理、②ＶＩＡＦ（バーチャル国際著者名典拠）構想の促進（米国議会図書館およびＯＣＬＣとの協同）、③ＩＣＡＢＳ議長

（オランダ国立図書館）電子情報の長期的保存のための諸要件の調査

（米国議会図書館）①ＶＩＡＦ構想の促進（ドイツ図書館およびＯＣＬＣとの協同）、②ＭＡＲＣ21およびそのＸＭＬバージョンの開発・利用の促進、③Ｚ３９．５０

の適用・利用の促進およびその次世代規格（ZING）等の開発、④メタデータ要件の調査（既存のメタデータ・スキーマおよびアプリケーション・プロファイルの情報収集、永続的識別子の調査）

（オーストラリア国立図書館）インターネット情報資源の保存調査

（ポルトガル国立図書館）UNIMARC

全国書誌・CIPと電子資料

資料自体に記録されるCIP（Cataloging in Publication）によって、資料入手時点で信頼性の高い書誌情報を入手することが可能になる。一国の出版物の網羅的、包括的な記録である全国書誌の作成においても、CIPの有用性は論をまたない。

米国議会図書館が実施し書誌分科会常任委員会で紹介されたCIP調査・分析結果によれば、回答を寄せた四二の国立図書館等のうち二五館でCIPプログラムが運用されている。CIPプログラムによる出版業界と図書館（特に全国書誌作成機関）との協力関係はe-CIPの導入等によって更に緊密になることも予想されるが、電子資料、特にネットワーク系電子出版物におけるメタデータ記述要素の普及等、調整課題も出てくるものと思われる。

まとめ

昨年ICABSが設立されていることからも明らかなように、目録・書誌情報に関して各国の国立図書館が果たすべき役割は従来に増して大きなものとなっている。

一方、目録・書誌情報関係各会議体への参画は、欧米中心のままであり、中南米、アジア、アフリカからの参加は乏しい。今回大会で中南米からの現況報告が中心になったことは、ある意味で当然のことだが、裏返せば、中南米諸国からの政策的提言は行えなかったことでもある。同様のことは、次々回（二〇〇六年）の韓国ソウル大会、二〇〇七年南アフリカ共和国・ダーバン大会でも起こりえよう。

しかし、アジア地域の動きがないわけでもない。韓国国立中央図書館は、国際目録規則に関するIFLA専門家会議に職員を派遣し、国際目録規則制定に積極的に関与している。また、香港では、嶺南大学の主導で中国人名・団体名典拠データベース構築プロジェクト（HKCAN）も進展しており、VIAFとの関連が注目されている。

欧米だけのものでないグローバル・ツール（目録規則等）をローカルに適用した結果（書誌情報）がグローバルに利用されるために、まずは日本国内での協力、さらにアジア、世界との協力が求められる。どこかが中心になって統制するのではない、協調としての書誌調整の必要性を強く感じた。

（よこやま　ゆきお　書誌部書誌調整課課長補佐）

子ども・ヤングアダルト図書館分科会

「児童図書館サービスガイドライン」の普及にむけて

佐藤尚子

二〇〇四年のＩＦＬＡ子ども・ヤングアダルト図書館分科会（Libraries for Children and Young Adults Section）は、ブエノスアイレス市内のヒルトンホテルおよびシェラトンホテルを会場として、常任委員会および公開セッションを開催した。

常任委員会

八月二二日、二五日（臨時）および二八日に、分科会の常任委員会が開かれた。

Ｉ・ストリセビック委員長（クロアチア）、Ｉ・ボン事務局長（オランダ）、Ｋ・レイ・リン広報担当委員（シンガポール）ほかデンマーク、米国、フランス、ノルウェー、ロシア、韓国、イタリア、クロアチアからの各委員が出席した。筆者は、坂本博常任委員（書誌部書誌調整課長）の代理として出席した。当常任委員会は、オブザーバーの出席が許されており、ブラジル、コロンビア、モロッコ、カナダ、イギリス、ドイツ、スウェーデン、日本などの国からのオブザーバーも参加した。

昨年のベルリン大会および今年二月にパリで開催された常任委員会会議の議事録承認、当ブエノスアイレス大会のスケジュールおよびプログラムの確認、会計報告、分科会の『SCL News』五九～六〇号の「ＩＦＬＡＮＥＴ」および冊子での刊行について等の報告があった。当分科会の会員は、今年六月現在で、常任委員一九名、分科会員一二二名である。

当分科会では、一九九一年に刊行された「児童図書館サービスガイドライン」の改訂作業を五年にわたり進めてきた。この改訂が終了し、二〇〇三年一二月にまず英語版の小冊子を、今回のブエノスアイレス大会にあわせスペイン語版の小冊子を刊行した。「ＩＦＬＡＮＥＴ」上では現在、英語およびクロアチア語、オランダ語、ドイツ語、イタリア語、日本語版が掲載されている。さらに、ＩＦＬＡの公用語であるロシア語、フランス語版の掲載および小冊子の刊行が必要とされている。日本語版については、国立国会図書館から小冊子を刊行する予定であることを報告した。

また、分科会では、ガイドラインの普及促進のために、ガイドラインに沿った模範的な児童サービスの実例紹介「Best practice」をＩＦＬＡＮＥＴに掲載することを計画している。現在日本からの情報発信は十分とは言えないので、日本国内の実践例についても記事を作成の上、ＩＦＬＡＮＥＴ掲載をめざしたいと考えている。

ＩＣＤＬ（国際児童書電子図書館）との協力について、メリーランド大学のＡ・ウィークス教授から説明が行われた。一〇〇言語一万冊のすぐれた児童書の画像を集める計画のこのプロジェクトは、発足から三年が経過し、現在、二七か国から五二〇タイトルの本が、インターネットで提供されている。ＡＬＡ（米図書館協会）、ＩＢＢＹ（国際児童図書評議会）とは、すでに協力関係を結んでいる。ＩＦＬＡとも正式な協力関係を締結したいという意向を持っており、そのドラフトが提示された。

そのほか、スウェーデン政府が設けたスウェーデンの著名な児童文学作家Ａ・リンドグレーン（一九〇七〜二〇〇二）を記念するリンドグレーン賞に当委員会は推薦権を持っているが、今回は前フランス国立児童資料センター「本の喜び」責任者Ｇ・パット氏を読書推進の部に推薦することとなった。

公開セッション

分科会主催により、二つの公開セッションが行われた。

八月二五日に行われた「児童図書館サービスガイドラインの普及促進」では、常任委員のＫ・イースト氏（米国オハイオ州公共図書館）により、一九九一年に刊行されたガイドラインを、①識字の推進、②テクノロジー環境の変化への対応、③すべての本の無償貸出しの推進、④インターネット使用状況把握、⑤世界中の子どもたちとの連携推進等に重点をおきながら改訂したことの経緯説明が行われた。また、ガイドラインの項目にそってスライドの写真等により実践例の紹介が行われ、会場ではスペイン語版のガイドラインが配布された。このセッションには約三五〇名の参加があった。

二六日の「乳幼児からティーンズまでのリテラシーの向上」をテーマとする公開セッションは、当分科会と学校図書館分科会との合同で開催された。ストリセビック（児童）、Ａ・クライド（学校）両分科会常任委員会委員長の司会のもと、

- 読書の冒険（アルゼンチン児童文学作家）
- 子どもの権利に基づいた児童サービスの向上（オランダ公共図書館協会）
- 情報リテラシーの推進―学校図書館での調べ学習支援（カナダ　アルバータ大学）
- 図書館利用の推進と青年期のリテラシーの発達（カナダ　ケベック大学）
- モバイル・ブックカート―学校図書館とストーリー

テリング（チリ教育省）

- 子どもたちのための本と図書館―アフリカ・フランスの協力（フランス「本の喜び」）
- 子どもたちへのサービスは価値ある投資（ノルウェー Norwegian Archive, Library and Museum Authority）

※（ ）内は、報告者の所属

の報告が行われた。セッションは、四時間に及び、約一五〇名の参加があった。ただ、英語、フランス語、スペイン語の三つの言語で発表が行われたにもかかわらず同時通訳がなく、常任委員が急遽コピーにより作成した各言語のペーパーの配布を行った。

そのような状況であったが、それぞれ熱のこもった発表が続き、特にアルゼンチンの児童文学作家であるG・ロルダン氏の発表は、ペローの「青ひげ」を引用しながらの格調高いものであった。常任委員会はこのペーパーを「IFLA News」に掲載するよう要請している。また、チリの教育省が一〇年間にわたって実施してきたプロジェクト（学校を対象として、教師の学級指導をサポートする教材セットを選び、クラスでお話会を行うというもの）がお話会の実演を交えながら紹介されたが、教材のセットを移動式の本棚に入れて運びクラスで使うという「モバイル・ブックカート」が、国際子ども図書館で行っている「学校図書館セット貸出し」に重ね合わせ興味深かった。

二〇〇五年オスロ大会では、当分科会の五〇周年記念事業を行う。また、これに先立ち、八月一〇日～一一日、スタバンゲル（ノルウェー）でサテライト・ミーティングが行われることとなっている。

児童図書館等の見学

常任委員会メンバーによる"La Nube-infancia y cultura"（雲―子どもと文化）という団体が設置した図書館の見学会が行われた。"La Nube"は一九七〇年代に創設された子ども、大人、専門家を対象として、文学、読書、遊び、芸術、マスコミなど文化の分野で横断的な活動を行う民間団体である。一九七五年にブエノスアイレスでは初めての子どものための図書館として設置された同館は、約六万冊の図書・逐次刊行物を所蔵する。じゅうたん敷きの子どものための児童書コーナー、研究書等の書庫、それに、本、音楽CD、おもちゃなどを販売するコーナーが設けられ、見学の際はちょうど、おはなし会も開かれていた。また、図書館から程近い"Escuela Genera Acha"という小学校の学校図書館も見学し、ここでも男性の学校司書のストーリーテリングを聞くことができた。

（さとう　なおこ　国際子ども図書館児童サービス課長）

ブエノスアイレスの道は遠かった

初めての海外渡航が公務、しかも地球の反対側ともなれば、緊張して前夜は眠れるどころではない。かえって時差ぼけにならなかったのは御愛嬌だが、唯一ともいえる某ガイドブックやインターネットを頼りに、現地情報収集に努めたのはいうまでもない。

それにしても百聞は一見に如かず。繁華街でも道はボコボコだし、排気ガスは真っ黒だ。宿から会場までは徒歩一五分との触れ込みゆえ、毎日健脚を鍛えるべく、会議のたびに会場のホテル間を往復したものだが、一週間も続けるとなると、つい黄色と黒の頼もしい車に乗りたくなってくる。スペイン語ができなくても、ホテル名が言えれば問題なし。運転手さんは一方的に会話がしたいらしく、港に停泊中のフェリーを指差してひとしきり喚いている。おいおい、両手離してて大丈夫かい。あの船で隣国ウルグアイから出稼ぎに来たと言っているらしいが、まさか毎日乗って帰っているのではあるまい。タクシーだけでなく、バスもビュンビュン飛ばしている。行き先表示がないので、ちょっと怖い。それに比べて、地下鉄は便利だ。色分けしてあるし、丸ノ内線も走っている？そう、ブエノスアイレスの地下鉄B線には、丸ノ内線の車両が使われているのだった。どこでも七〇センターボの料金でいける地下鉄、このまま乗っていれば、国会議事堂前駅で下車して図書館に戻れる…訳はない。うたた寝つかの間の夢。帰りの飛行機も延べ三〇時間の旅。やはりブエノスアイレスは遠かった。

パスカル・ペレスを知ってますか？

国立図書館長会議が開催されたアルゼンチン共和国国立図書館の一階で、折から展示会が開かれていた。テーマはスポーツで（あったろう）、ちょうどオリンピック開催期間中だったので、それにちなんだ企画展かな、と思いながら見るうちに、一枚の拡大写真が目にとまった。ボクサーである。ガウンを着て、両手を高々と掲げている。うん？ 読めないスペイン語に目を移した。そう、パスカル・ペレス！ そうだ、ペレスはアルゼンチン出身だった。往年のボクシング・ファンには忘れられない名前であるはずだ。あの白井義男からフライ級の王座を奪った男として。さらに記事を読んでいくと（読めないのだが）、「一九五五年五月」、「東京」、「白井義男」といった文字が拾われた。

帰国後、さっそく調べてみる。ペレスは一九五四年一一月二六日、後楽園球場の特設リングで白井に判定勝ちし、世界タイトルを奪った。翌五五年五月三〇日、同じく後楽園球場で白井と防衛戦を戦い、五ラウンドKO勝ちを収めている。アルゼンチンの雑誌記事はこの防衛戦を伝えていたのである。

遥かブエノスアイレスの地で思いがけず出会ったパスカル・ペレスの写真は、昨年一二月に亡くなった白井義男の名前とともに、懐かしいものであった。

バルパライソの「貧者の一灯」

バルパライソは背後のなだらかな丘と、そこから伸びる両腕のような岬に囲まれた静かな港町である。とりわけ夜の美しさは際立っている。丘の天辺から麓まで、いな湾内に停泊する船に至るまで、びっしりと宝石に埋め尽くされたように光に満ち溢れるからである。実に「天国の谷」の名にふさわしい。

しかし、昼間の素顔は決して単純ではない。カラフルな家並みが連なってそれなりに美しいが、いたるところに貧しさが露わなのである。斜面にへばりつくような家々は小さく脆く、人々の衣服は粗末で、車は中古ばかり目に付き、野良犬がやたらに多いといった有様。それでも不思議に懐かしさが湧いてくるのは、高度成長期前の日本を思い出させるからであろうか。

ユネスコ世界遺産の登録へと押し上げたこの世ならぬ夜景は、乏しい暮らしの放つ光に支えられているわけである。バルパライソはまさしく「貧者の一灯」の町でもあった。

地球の裏側の同胞たち

竹内悊日本図書館協会理事長の仲立ちにより、在亜の日系人との懇親会が、コメドール・ニッカイ（日本人会館）で持たれた。日本大使館文化センターの職員、日本人学校の司書、司書資格取得のため勉強中の学生、書店、『アルゼンチン日本人移民史』編さん関係者など計一三名、日本側からは八名が参加した。日系人同士のこの会合でもスペイン語‐日本語の通訳が必要になっていることを目のあたりにし、二世三世と、日本語を話せない世代が増えていることを実感した。しかし、彼らは、「日系人である」ということに誇りとアイデンティティを持っている。

筆者と席が向かい合わせだった日亜学院（日本語・スペイン語・英語のトリリンガル教育を行う初等・中等教育機関）の校長は、東京学芸大学で日本語を学んだというまだ若い、穏やかだが内に秘めたもののある熱血先生。日亜修好百周年記念事業として、「秋篠宮文庫」約五千冊が日亜学院に寄贈され、パソコンで検索できるようになっているが、新しい本は増えておらず、今後どうやって維持していけばよいだろうと、悩んでおられた。

ほかの方たちからも、日本の情報の入手が困難で、たとえ日本の本の「情報」は把握できても輸入に経費がかかることなどいろいろな問題があることが出された。当館が作成している「Books on Japan」の目録や、国際交流基金と協力して行っている日本研究情報専門家研修についてお知らせするなど、日本の図書館や情報関係機関のサービスについての情報をできる限りお伝えした。

最後に、理事長が持参された児童書を現地日本人学校の図書館へ寄贈し、日本の各機関への『移民史』の寄贈を受け、今後の協力について連絡を取り合うことを約束し、お開きとなった。

アルゼンチン国会議事堂
（10頁上段参照）

平成一六年度国立国会図書館長と都道府県議会事務局長との懇談会について

平成一六年一一月一七日、当館（東京本館）において標記懇談会を開催した。当日は、全国の都道府県議会のうち三二県から、代理・随行を含めて五二名の参加があった。この懇談会は、都道府県の議会その他の地方議会への援助に関する国立国会図書館法の規定の趣旨に沿って、昭和三三年から定期的に開催されているものである。

黒澤隆雄国立国会図書館長の開会あいさつに続いて、全国都道府県議会議長会を代表して小笠原春夫次長からあいさつがあった。小笠原次長は、国立国会図書館と地方議会事務局は、制度は違っても同じ議会図書室として深い絆を保ってきたこと、第一次地方分権改革によって、都道府県の事務局が大幅に専門化し、地方議会の求める情報、分析結果のレベルが高度化する中、議員のニーズを把握するため、両者が一同に会し意見交換を行うことは、たいへん有意義であると述べた。

その後、「議員が求める情報を提供するために」をテーマとして当館、都道府県議会事務局側からそれぞれ報告を行った。

はじめに当館から北山千代総務部司書監が「都道府県議会が活用できる国立国会図書館のサービス」と題し、当館の概要、ホームページで提供されている情報やサービスの利用法、資料の図書館間貸出し、複写サービスおよびレファレンスサービスについて説明し、来館しなくてもこれらのサービスが利用できることを紹介した。

続いて齋藤憲司調査及び立法考査局調査企画課長が「議員に役立つサービスと情報提供の取組み」と題して報告を行った。まず当館と議会事務局との共通のサービス対象である議員について、その活動の内容および図書館サービスの顧客としての特徴を概観した。次に、「役立つサービス」について、

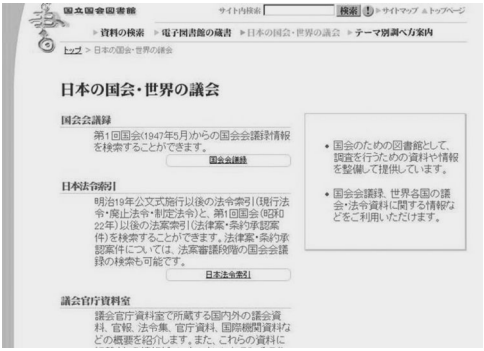

当館ホームページで提供している「日本の国会・世界の議会」のページ

国会と都道府県議会の違いもふまえて説明した。

さらに、「役立つ情報提供」として、当館が行っている依頼に応じた調査とあらかじめ準備する予測調査を説明、情報の提供窓口として国会向けのサイトを運営していることを紹介した。議員ニーズの把握方法については、当館の経験や英国下院図書館の例をひきながら報告した。インターネットの普及で、だれでもある程度の情報収集ができるようになった。そのため、議会図書室に求められる調査能力もより高度になっているが、情報検索に習熟した職員を確保し、インターネットに接続できる環境さえ整えば、必要な情報を容易に入手・提供することが可能だともいえる。時代に適合するように事務局や図書室の「取り組み方」を変えることによって、「議員に役立つサービスと情報提供」を維持し、その向上を目指すことは可能ではないかと結んだ。

議会事務局側からは、足立忠尚兵庫県議会事務局図書課長（**写真**）による「兵庫県議会事務局の現状と国立国会図書館への要望」と題した報告があった。同事務局の機構、図書課の職員定数、議員・事務局職員による利用状況、おもな収集資料と近年の図書資料購入費の推移、OA化の現状などについて報告があった。当館への要望としては、特に電子図書館関連業務への支援等について期待が表明された。

意見交換では、足立氏の発言について当館から、図書館員への研修事業を行っていることなどを紹介するとともに、要望の趣旨に沿って可能な範囲で対応を検討したい旨答えた。また、出席者からは調査及び立法考査局と衆参両院の法制局との役割の違い、議員のための利用施設などについて質問があり、当館から国会分館の概要紹介も交えて説明した。当館の資料収集についても質問があり、国内の出版物は音楽CDのほか、DVDやCD-ROMなどのパッケージ系電子出版物も納本制度によって収集していること、出版物ではないが政治家の書簡等も収集しているとの紹介をした。

最後に大滝則忠副館長の閉会あいさつで懇談会を終了した。

（総務部企画・協力課）

館内スコープ

「アジアには多くの国々があり、民族が住んでいます。そして、それぞれが多様な歴史と豊かな文化をもって現在にいたっています。」こんな書出しで本欄に東洋文庫が紹介されてから一〇年が過ぎました。この間、アジアは大きく変化しています。小さな支部東洋文庫にも様々なことがありました。職員もそのほとんどが替わりました。最近では二〇〇二年秋に閲覧室が改装されています。これは目に見える大きな様変わりでした。何よりも大きな変化として挙げなければならないことは、閲覧室にPCが二台置かれ、幾種類かの目録がオンラインで検索できるようになったことでしょう。

資料の整理もPC抜きには考えられなくなりました。と同時に難しい問題も現われてきました。それは言語の違いよりも文字表記の違いが重要になってくるということです。例えばクルド語資料の場合、出版地に応じて表記がラテン文字・キリル文字・アラビア文字の三種あるので、同じクルド語ではあっても文字表記別に三つのデータベースに区分する必要があるのです。

このように、同じ言語でありながら地域や時代によって表記する文字の異なる資料が、アジア諸言語には数多くあります。かつては所管資料の言語数をもってその多様さを表現していました（アジア諸言語の数が「五十余」）。ですが、言語だけではなく文字表記の違いをも加味しなければならないとなれば、……。こんなところにも、アジアの多様性を、まさに、ひしひしと感じます。

東洋文庫は、創立されてから今年で八〇年。国立国会図書館支部東洋文庫が設置されてからでも五六年になります。東洋学の研究・発展を理念として設立された東洋文庫を舞台に、いまも支部東洋文庫は活動を続けています。資料の検索にも、資料の整理にもPCが欠かせない。そんなふうに、資料を取り巻く環境がどれだけ変わったとしても、アジアの歴史・文化の研究に対して多少でもお役に立つことができればと、閲覧室の窓から願う思いに変わりはありません。

（支部東洋文庫　M・C）

常設展示のお知らせ

第一三五回　戦時下の出版

平成一七年一月二〇日（木）から
平成一七年三月一五日（火）まで
於　本館二階第一閲覧室前（東京本館）

今から六五年前の出版界がどのような状況であったか、皆さんはご存知ですか？当時、日本は戦争の真っ只中にありました。そんな時代に書物を出版する余裕があったのだろうか。あったとしても軍国主義的なものに偏っていたのではないだろうか。戦時中の出版について考える時、このように漠然と暗いイメージが浮かぶのではないでしょうか。

当時の出版界には、出版企画の事前審査、用紙の配給割当、出版社の統廃合、敵性語の使用禁止などの制約がありました。その一方で、哲学・経済・文学・芸術など様々な分野において、現在まで読み継がれるような書籍も出版されていたのです。

平成一七年は、終戦六〇年の節目の年です。今回は、昭和一六年から二〇年ごろの出版状況をうかがうことができる図書や雑誌をご覧に入れたいと思います。

本屋にない本

国立国会図書館は、法律によって定められた納本制度により、日本国内の出版物を広く収集しています。このコーナーでは、主として取次店を通さない国内出版物を取り上げて、ご紹介します。

都市の再開発をめぐる激動の43年史

1959-2002　社団法人東京都市再開発促進会記念誌　東京都市再開発促進会編・刊（〒114-0012 千代田区丸の内三-二-二）二〇〇三・三　七九頁　A4

（D3-H54）

四三年史、というと中途半端な感があるが、本書は、「社団法人東京都市再開発促進会」の解散にあたってまとめられた記念誌である。機関誌を基に活動を振り返る本文と、同会にかかわった人々のコラムから成り立っている。

明治維新以来、東京への一極集中が進み、それに伴って無秩序な都市開発が行われるようになった。関東大震災や東京大空襲での大規模な延焼は、防災に強い街造りという観点がなかったことも一因である。これをふまえ、東京商工会議所などが中心となって、昭和三四年、「東京不燃都市建設促進会」（後に改称）が発足した。奇しくも発足直後、伊勢湾台風が中部地方を襲い、五〇万戸を超える家屋が被害を受けた。

その翌年、機関誌『不燃都市』（後に『都市再開発』と改題、当館請求記号 Z16-159）創刊号が発行された。当時、建物の総延面積に占める木造建築の割合は八割を超えており、災害に強い都市をつくることが全国的な課題となっていた。

東京タワーの竣工が昭和三三年、とはいえ、「都市再開発」という言葉さえまだない時代である。木造住居が密集し、都市機能が行き詰まった東京を、いかに整備するか？ 法整備、都市計画の策定、住民の説得等々、問題は山積みであった。本書では一九六〇年代の機関誌から記事を多く引用しており、官公庁、大学、建設業界など様々な立場から不燃都市造りに携わった人々の熱意が伝わって来る。

また、この記念誌には年表が載せられており、読み物としても楽しめるようになっている。建物の写真とともに四三年間の出来事を読み進めていくと、東京の開発が経済発展の軌跡そのものであることが強く感じられる。一九七〇年代は、超高層ビルの建築が大規模に進められた時期である。エポックメーキングな建築物と社会現象を重ね合わせて読むことができるのは大変興味深い。

当初は年六冊刊行されていた『都市再開発』であるが、徐々にペースが落ち、一九七六年からは年一冊の刊行となった。一九八五年には第一〇〇号を達成したが、この年を境にバブル景気と崩壊という、都市再開発にとって受難の時期となったのは皮肉なことである。

二一世紀を迎えた直後、二〇〇一年三月の『都市再開発』誌第一二一号が、結果として最終号となり、その翌年、同会は解散した。バブル崩壊後、大規模な都市再開発は困難な状況になっているが、その一方で、現在は二一世紀の東京の街造りを考える上で重要な時期でもある。本書によると、会としての活動は、東京商工会議所内に場所を移して継続中とのことである。今後も、街造りの様々な提言を期待したい。

（澤田（さわだ）　大祐（だいすけ））

独立行政法人等の出版物の納本について

―新制度の施行に向けて

独立行政法人等の出版物の収集

特殊法人、認可法人、地方三公社等、さらに近時設立されている独立行政法人、地方独立行政法人等の出版物は、政府出版物に準じて、当館の国会への奉仕や外国政府出版物との交換に重要な役割を果たしている。

しかし、これらの法人を納本に関し国の機関に準じて取り扱うことについては、これまで、国立国会図書館法上、国の諸機関（第二四条）、地方公共団体（第二四条の二）、それ以外の者（第二五条）の納入義務に関する規定しかなく、根拠を欠いていた。

そのため、実務では、特殊法人等に対して、その出版物の複数部数の寄贈を依頼することがしばしば行われた。特に、近年設けられた独立行政法人、国立大学法人等に対しては、国の機関であったときの納入部数と同じ部数の寄贈の継続を依頼してきた。

今般、国立国会図書館法の一部改正法が制定公布され（平成一六年法律第一四五号、平成一六年一二月一日公布）、独立行政法人、特殊法人等の出版物納入規定が整備された。

改正法により国・地方公共団体に準じた納入義務を負う法人は、独立行政法人、国立大学法人・大学共同利用機関法人、法律の別表に列挙された特殊法人・認可法人、それに地方独立行政法人などである。また、納入部数は、法人の種類に応じ、五部以下の部数が、法律および国立国会図書館規程により定められている。

この法律および国立国会図書館規程の解説と本文は、本号二八頁以下に掲載されているとおりである。またこの法律は、本年二月に出された納本制度審議会（会長 衞藤瀋吉東京大学名誉教授）の答申「独立行政法人等の出版物の納入義務の在り方について」に基づいている。これについては、本誌第五一六号（平成一六年三月）参照。

納入出版物の範囲・納入方法

納入すべき出版物の範囲は従来と全く同じであり、図書、小冊子、逐次刊行物、楽譜、地図、パッケージ系電子出版

物など国立国会図書館法第二四条第一項各号に掲げる出版物が対象となる。納入の対象となる「出版物」の意味について改めて確認しておくと、出版物とは、頒布（有償・無償を問わない。）の目的を持って、文字、音、映像またはプログラムの記録物が相当部数複製された場合におけるその記録物をいうと解されており、内容、形態、複製手段（印刷、プレス等）を問わない。各種「報告書」や広報誌などが典型的な例である。ただし、機密扱いのもの、書式・ひな型など内容・形式ともに簡易なものは除かれる（一枚もののリーフレットも同様の趣旨で納入の対象としていない。）。

国の機関の出版物は、各府省等に設置された国立国会図書館支部図書館を経由して納入するルートが実務上確立しているが、独立行政法人等については、そのようなルートによることができないため、郵送等による納入をお願いすることとなる。

新制度の説明と御協力のお願い

制度改正の基礎となる納本制度審議会の答申の趣旨および想定される制度改正の内容について、国立国会図書館法の改正に先立って、改正の対象となる法人およびその所管省庁等に対して、また、地方公共団体関係の法人については、いわゆる地方六団体（全国知事会等）に対して個別に説明を行い御理解と御協力を要請してきた。

幸い、関係者には制度改正の趣旨を御理解いただくことができたと考えている。

さらに、現在、平成一七年一月一日の施行に向けて、新制度の対象となる法人への文書の送付、当館職員の訪問による協力要請等により周知を図っているところである。また、納入に関する手引き（パンフレット）を作成するなど、円滑な制度の実施に向け最終段階の準備作業を行っている。

収集した出版物を国会、行政司法各部門、そして広く国内外の多くの人々の利用に供するとともに、永く後世に残し伝えていくという当館の役割に御理解をいただき、一層の御協力をお願いする次第である。

独立行政法人等の納本に関して、お問い合わせは、国立国会図書館収集部国内資料課官庁納本係までお願いします。

〒一〇〇－八九二四
東京都千代田区永田町一－一〇－一
電話：〇三（三五〇六）三三五〇
E-mail：s-kantyo@ndl.go.jp

（収集部）

国立国会図書館法の一部改正について

―独立行政法人、地方独立行政法人等による出版物の納入制度―

一　はじめに

国立国会図書館法の一部を改正する法律が第百六十一回国会において成立（十一月十一日衆議院、同月十九日参議院において可決）し、十二月一日に公布された（平成十六年法律第百四十五号。以下「改正法」という。）。

改正法は、従来国や地方公共団体の仕事とされてきた事務が独立行政法人、地方独立行政法人等に移っていることから、これらの法人を始めとする、国・地方公共団体とは別の法人格を有しつつ政府活動の一部を担っている法人が、国・地方公共団体の諸機関と同等の出版物の納入義務（以下「納本義務」という。）を負うこととする制度を創設するものであり、独立行政法人等の納本義務の在り方に関する納本制度審議会の答申（本誌五一六号三〇頁参照）をふまえ、立案されたものである。

改正法の全文は本号三〇～三三頁の「月例報告」に掲載されているが、ここではその内容について若干の解説を行うこととしたい（以下、単に第〇条等としている場合は、改正法による改正後の国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の条項等を指す。）。

二　改正法の内容

1　国・地方公共団体の諸機関と同等の納本義務を負う法人の範囲

国の諸機関と同等の納本義務を負う法人（以下「国の諸機関に準ずる法人」という。）は、第二十四条第二項各号に掲げられており、具体的には、(1)独立行政法人、(2)国立大学法人及び大学共同利用機関法人並びに(3)別表第一に掲げる特殊法人又は認可法人（以下「特殊法人等」という。）（改正法の施行時においては、日本郵政公社、日本銀行等二十七法人）である。

地方公共団体の諸機関と同等の納本義務を負う法人（以下「地方公共団体の諸機関に準ずる法人」という。）は、第二十四条の二第二項各号に掲げられており、具体的には、(1)地方独立行政法人、(2)いわゆる地方三公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社）、(3)港務局及び(4)別表第二に掲げる特殊法人等（日本下水道事業団）である。

なお、ある法人が政府活動の一部を担っているものであるかどうかの判断は、納本制度審議会の答申に示されたように、政府が法人の組織・運営の根本的な部分に直接的に関与すること――具体的には、設立法で①国務大臣又は地方公共団体の長が当該法人の長を任命すること、②国又は地方公共団体が当該法人に出資すること、のいずれかが定められていること――を一般的な基準としつつ、一般的な判断基準によるだけでは政府活動を担うものかどうかの判断を適切に行えないと考えられる法人については、その設立法に示された趣旨、業務内容等を個別に検討して判断するというものである。

2　納本義務の内容

国・地方公共団体の諸機関に準ずる法人が負う納本義務の内容は、それぞれ、納入する出版物の部数を除き、国・地方公共団体の諸機関と同一である。

すなわち、第一に、出版物の納入目的は、公用（国会における国政審議の補佐に用いること）又は国際的交換の用に供することであ

る。第二に、納入する出版物は、これらの法人が自ら発行したものだけでなく、私人がこれらの法人のため発行したものも含まれる。第三に、納入は無償で行われ、出版物を納入した法人に対して代償金は交付されない。

【出版物の納入部数】

各法人が納入する出版物の部数は、納入目的に照らし複数とされている。具体的な部数は、当該法人が国の諸機関に準ずるものであるか、地方公共団体の諸機関に準ずるものであるかによって異なるが、国立国会図書館法では上限を定め、詳細は「館長の定めるところによ」ることとしている。この「館長の定め」に当たる国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程（昭和二十四年国立国会図書館規程第三号）も今回併せて改正され（「月例報告」参照）、各法人が納入する出版物の部数の細目が定められている（表参照）。

3　その他の規定の整備

【地方公共団体の諸機関の納本義務に関する規定の整理】

現在の第二十四条の二においては、都道府県の諸機関と市町村の諸機関で第一項と第二項に規定を分けているが、地方公共団体の諸機関に準ずる法人に関する規定を新設することに伴い、都道府県と市町村の諸機関を第一項でまとめて規定することとした。規定の内容に変更はないが、現在都道府県・市町村に「準ずるもの」と規定されているのは特別地方公共団体（地方公共団体の組合、合併特例区等。ただし、特別区は、「市」に含まれる旨法文上明記されている。）を指すものと解釈・運用されていることから、新第二項において都道府県・市町村の諸機関に「準ずる法人」と言い表されている地方独立行政法人等との混同を避けるため、その趣旨を規定上明らかにすることとした。

【章名の変更等】

独立行政法人等が新たに国・地方公共団体と同等の納本義務を負うことになることから、第十章の章名においてもこれを明記することとした。改正に当たっては、第十一章の章名ともども、納本義務を負う主体に着目する規定振りに改めた。これは、私人が発行した出版物であっても国、地方公共団体、独立行政法人等のため発行されたものについては国等が納本義務を負うことから、出版物の発行主体に着目した現在の章名は分かりにくいと考えられたことによる。

なお、現在の第二十四条から第二十五条の二までの規定には、昭和二十四年に全部改正された際に項番号が付されているが、項番号が付されていない他の規定との間で表記の不統一が生じていることから、この機会をとらえて削ることとした。

4　施行期日等

改正法は、基本的に平成十七年一月一日から施行される。同日以降に新設又は廃止が予定されている特殊法人等で、そのための根拠法が既に制定されているもの（日本司法支援センターが新設され、いわゆる道路関係四公団及び年金資金運用基金が廃止される。）についても、所要の規定の整備が行われている（改正法第二条並びに附則第三条及び第四条参照）。

表（国・地方公共団体の諸機関に準ずる法人が納入する出版物の部数）

国の諸機関に準ずる法人		5部
地方公共団体の諸機関に準ずる法人	都道府県・政令指定都市が設立した法人	4部
	政令指定都市以外の市・特別区が設立した法人	2部
	町村が設立した法人	2部
	日本下水道事業団	4部

（注）都道府県・市町村は、これらに準ずる特別地方公共団体を含む。

（総務部総務課）

月例報告

法規の制定

解説

法律第百四十五号は、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、指定する特殊法人・認可法人等が、国・地方公共団体の諸機関と同様に、公用又は国際的交換の用に供するため、所定の部数の出版物を国立国会図書館に無償で納入する制度を設けたものである。

規程第二号は、法律第百四十五号の制定に伴い、その規定に基づき、独立行政法人等が納入すべき出版物の部数の細目を定めたものである。

法律第百四十五号及び規程第二号については、前ページに解説記事が掲載されている。

規程第三号は、いわゆる株式等のペーパーレス化に伴い、株券等の取得・譲渡によらない株取引等についても、報告の対象としたものである。

以上の法規は、法律第百四十五号の一部の規定を除き、平成十七年一月一日から施行される。

（法律第百四十五号）

国立国会図書館法の一部を改正する法律

（平成十六年十二月一日公布）

第一条　国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十章の章名を次のように改める。

第十章　国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の納入

第二十四条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「前二項」に、「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項の項番号を削る。

第二十四条第一項の次に次の一項を加える。

次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

二　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

三　特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）のうち、別表第一に掲げるもの

第二十四条の二第一項及び第二項を次のように改める。

地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）（これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあっては五部以下の部数を、町村（これに準ずる特別地方公

共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

一　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項に規定する港務局

二　地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社

三　地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社

四　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社

五　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

六　特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの

第二十四条の二第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同項の項番号を削る。

第十一章の章名を次のように改める。

第十一章　その他の者による出版物の納入

第二十五条第二項中「第二十四条第二項の」を「第二十四条第三項の」に、「第二十四条第二項中」を「同条第三項中」に改め、同項及び同条第三項の項番号を削り、同条第四項中「第一項但書」を「第一項ただし書」に改め、同項の項番号を削る。

第二十五条の二第二項の項番号を削る。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第二十四条関係）

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号）
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）
国際協力銀行	国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）
総合研究開発機構	総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）

日本原子力研究所	日本原子力研究所法（昭和三十一年法律第九十二号）
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）
日本自転車振興会	自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）
日本船舶振興会	モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

別表第二（第二十四条の二関係）

名称	根拠法
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）

第二条　国立国会図書館法の一部を次のように改正する。

別表第一日本自転車振興会の項の次に次のように加える。

日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、総合法律支援法第十三条に規定する日本司法支援センターの成立の時から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例による。

第三条　日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）の施行の日の前日までの間におけるこの法律による改正後の国立国会図書館法（以下「新法」という。）第二十四条第二項の規定の適用については、新法別表第一中「

住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）

」とあるのは「

住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）
首都高速道路公団	首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）

」と、

「

日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）

」と

あるのは

「

日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九律第二百五号）
日本道路公団	日本道路公団法（昭和三十一年第六号）

」

と、

「

農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二法律第三百五十五号）

」

とあるのは

「

農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法律第三百五十五
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法律第四十三号）
本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公年法律第八十一号

」

とあるのは

「

年法	
法律	

」

と、

「

法（昭和二十七年号）	
法（昭和三十七年	
団法（昭和四十五	

」

とする。

第四条　年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）の施行の日（平成十八年四月一日）の前日までの間における新法第二十四条第二項の規定の適用については、新法別表第一中

「

日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律九十七号）

」

とあるのは、

「

日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十九十七号）
年金資金運用基金	年金資金運用基金法（平律第十九号）

」

とする。

（規程第二号）

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部を改正する規程

（平成十六年十二月一日制定）

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程（昭和二十四年国立国会図書館規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

（国の諸機関に準ずる法人の納入部数）

第二条　法第二十四条第二項各号に掲げる法人が納入すべき出版物の部数は、特別の事由のない限り、五部とする。

（地方公共団体の諸機関の納入部数）

第三条　法第二十四条の二第一項の規定により地方公共団体の諸機関が納入するものとされる出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

一　都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第

二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の諸機関　五部

二　市（指定都市を除き、特別区を含む。以下同じ。）（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の諸機関　三部

三　町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の諸機関　二部

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条中「前三条」を「前各条」に改め、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体の諸機関に準ずる法人の納入部数）

第四条　法第二十四条の二第二項各号に掲げる法人が納入するものとされる出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

一　都道府県又は都道府県及び市町村が設立した法人　四部

二　日本下水道事業団　四部

三　市又は市及び町村が設立した法人　二部

四　町村が設立した法人　二部

附　則

この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四十五号）の施行の日から施行する。

（規程第三号）

国立国会図書館職員倫理規程の一部を改正する規程

（平成十六年十二月一日制定）

国立国会図書館職員倫理規程（平成十二年国立国会図書館規程第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「新株予約権付社債券をいう。」を「新株予約権付社債券をいい、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあっては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。」に改める。

附　則

この規程は、平成十七年一月一日から施行する。

おもな人事

国立国会図書館支部農林水産省図書館長を免ずる　農林水産事務官　篠﨑　一彦

国立国会図書館支部農林水産省図書館長を命ずる　農林水産技官　北村　公二

以上平成十六年十月一日付け

―元職員に対する叙位および叙勲―

元職員に対し左記のとおり叙位および叙勲があった

記

（元司書）　加藤　幹雄

正五位に叙する

瑞宝双光章を授ける

平成十六年九月六日付け

納本制度審議会　ネットワーク系電子出版物の収集の課題に関する小委員会（第五回）の開催

平成一六年一一月一日、標題の小委員会（公文俊平小委員長）が当館（東京本館）において開催された。

今回は、小委員会報告をまとめるための調査審議が行われた。

調査審議においては、まず、小委員会としての最終的な結論が保留されていた「ネットワーク系電子出版物について、制度的収集によるべきか、契約による収集によるべきか」について検討され、制度的収集によることで意見が一致した。

次に、確認を要する事項として、データベースの扱い等について審議された。

審議に先立ち、事務局から、調査審議の参考に供するため、本年九月九日に当館が開催した納本制度に関する懇談会（第一〇回）の報告を行った。同懇談会は、当館と出版および著作権関係の団体との間で納本制度の円滑な運用を目的として数年前から開催している。第一〇回の懇談会では小委員会の調査審議の状況（第四回まで）を説明した。その際に団体から出された意見・質問の内容について事務局から紹介した。

調査審議の結果をふまえて、小委員会報告案に所要の修正がなされ、委員の個別の了承を経て、小委員長が報告案を決定することとなり、小委員会の調査審議は、今回をもって終了した。

今後の予定として、今年一二月に開催予定の第一二回納本制度審議会において、小委員会報告に関する審議が行われた後、答申（案）の審議が行われる想定であることを事務局から報告した。

国立国会図書館総合目録ネットワーク研修会の開催

標記ネットワークの平成一六年度新規参加館および既参加館の新任担当者を対象とした研修会を、平成一六年一一月五日に開催した（於 関西館・参加者数二八名）。この研修会は、標記ネットワークに対する理解を深め、総合目録ネットワークシステムの効率的な利用と円滑な図書館協力活動に資することを目的とするものである。

研修会では、はじめに当館から、事業の概要、システムの使い方および利用上の留意点を説明した。次いで、都道府県立図書館および政令指定都市立図書館の実務担当者から、それぞれの図書館における資料の相互貸借業務の体制、実施状況および相互貸借の利用上の注意点を説明した。また、それぞれの図書館へ相互貸借を依頼する際に役立つ情報も紹介された。

第二四回日中業務交流の終了について

一一月八日から一七日まで中国国家図書館代表団を当館に招へいし、第二四回日中業務交流を開催した。今回は張彦博副館長を団長として、沈颯人事処処長、汪東波業務処処長、李万健中国図書館学会研究館員、張艶霞図書採選編目部副主任（通訳）の五名が来日した。

業務交流は「国立図書館におけるマネジメント」をメインテーマ、「人的資源開発」「業務の評価制度」をサブテーマとして報告と意見交換を行うとともに、一九九九年に取り交わした「交流・協力に関する意向書」について協議を行った。

代表団は交流期間後半に関西館へ移動し、電子図書館課、図書館協力課およびアジア

情報課の業務説明を受けた。

また、一行は、国際子ども図書館、支部東洋文庫、国立情報学研究所、浦安市立中央図書館、同志社大学総合情報センター等を訪問した。

「関西館見学デー」の実施

一一月一四日、当館関西館では、館に対する近隣の理解を深めるため、立地する関西文化学術研究都市の「都市びらき一〇周年」月間と、同じく立地する精華町が中心となって開催される「せいか祭り二〇〇四」に合わせて、「関西館見学デー」を実施した。休館の日曜日にエントランスや閲覧室の一部などを一般に公開するもので、来館者は八五〇人を超え、またそのうち約二〇〇人は紹介ビデオを視聴した。日ごろは入館できない一八歳未満の子ども多数来館し、好評であった。

第六回図書館総合展

一一月二四日から二六日までパシフィコ横浜展示ホールで、第六回図書館総合展が開催された。当館は、展示に参加したほか、電子図書館サービスの今後の取組み、デジタル情報の長期保存についてフォーラム（講演会）、総合目録ネットワークについてプレゼンテーションを行った。

遠客近客

（東京本館）

七月二日　林敏氏（中国・蘇州工業園区蘇州ネットワーク大学管理センター副主任）、李君氏（中国・蘇州工業園区教育発展投資公司）

七月六日　ディアナ・マーカム氏（米国議会図書館副館長）

七月八日　国際基督教大学招へいアジア図書館関係者五名

七月一三日　文部科学省・筑波大学共催大学図書館長期職員研修一行四四名

七月二七日　米国からの高校生八名

七月三〇日　ブンニュアイ・カンサパーニャ氏（社団法人シャンティ国際ボランティア会ヴィエンチャン事務所コーディネータ）

七月三〇日　イタリア・トリノ大学日本語・日本文化専攻学生七名

八月一六日　カレン・リム氏（オーストラリア・埼玉大学交換留学生）

八月一九日　劉崢氏（中国国家図書館参考研究補導部副研究員）、李翠薇氏（中国国家図書館善本特蔵部）

八月二七日　日本私立大学協会大学図書館司書主務者研修会六八名

九月一日　金大吉氏（大韓民国国史編纂委員会編史研究官）、權九熏氏（同委員会史料研究委員）、李炯植氏（通訳）

九月二日　クンドゥム・ポーンパッタラー氏（タイ・琉球大学留学生）

九月二日　キム・ジュンボム氏（韓国・国際交流基金ソウル日本文化センター・学術交流チーム長）

九月一四日　コンドゥアン・ネッタヴォン氏（ラオス国立図書館長）

＊　＊　＊

七～九月にはこのほかに、学校関係一件九名、大学関係（司書課程等）四件三六名の見学・参観を行った。

（関西館）

七月一日　大阪経済法科大学留学生（中国、韓国、タイ、ベトナム）一〇名

七月六日　人と防災未来センター資料室三名

七月八日　東浦町立図書館五名

七月一四日　兵庫県立図書館長一行四名
七月一六日　日本政策投資銀行情報センター二名
七月二一日　グエン・ゴック・ビン氏（ベトナム・ハノイ工科大学教授）
七月三〇日　中国・淮安市人民大会経済友好団一一名
八月一七日　リリーフェルド・まり子氏（カナダ・国際交流基金トロント日本文化センター）
八月二四日　ショーン・スタンダファー氏（米国スタンフォード大学）
八月三一日　立命館大学総合情報センター衣笠メディアセンター二九名
九月三日　日本薬学図書館協議会研修大会参加者三〇名
九月一〇日　高崎健康福祉大学図書館二名
九月一七日　韓国国立中央図書館四名
九月二九日　美濃地区公共図書館連絡協議会一六名

＊　＊　＊

七～九月にはこのほかに、学校関係一四件二〇七名、大学関係（司書課程等）九件一三七名、その他二二一件一、三六六名の見学・参観を行った。

見学・参観の申込み
詳しくは左記にお問い合わせください。
国立国会図書館資料提供部
利用者サービス企画課総括係
☎〇三（三五八一）二三三一
内線二六一一〇
国立国会図書館関西館総務課総務係
☎〇七七四（九八）一二二四（直通）
国際子ども図書館企画協力課企画広報係
☎〇三（三八二七）二〇五三内線二〇六

国立国会図書館の編集・刊行物

参考書誌研究　第六一号　A5　一九二頁
■江戸博物誌を顧みる　日高六郎著作目録
■中国詩詞翻訳索引　Ⅲ　明代
■（電子展示会余録）日本国憲法の誕生を振り返って
■（探訪記）チェスター・ビーティー・ライブラリー

半年刊　一、五七五円（日）

レファレンス　第六四六号　A4　八七頁
■米国の環境政策
■米国における格付機関をめぐる論議について
■英国の憲法改革の新段階
〈短報〉
■英国の新通信法
■地方分権改革の動向

月刊　税・送料込み　八三二円（有）

NDL CD-ROM Line
点字図書・録音図書全国総合目録
二〇〇四年二号
（一九八〇年以前～二〇〇四年九月収録）
参加館は二二七館（当館、八七点字図書館、一三九公共図書館等）。年二回更新。収録レコード数三〇四、七一七件。

年間契約価格四二、〇〇〇円（日）
初年度のみ六三、〇〇〇円（検索ソフト込み）

入手のお問い合わせ
（日）日本図書館協会（〒104-0033 東京都中央区新川一-一一-一四 ☎〇三（三五二三）〇八一二）
（有）有隣堂印刷㈱（〒140-0004 東京都品川区南品川六-一-一〇 ☎〇三（五四七九）八七二一）

特に記載のないものは**税込価格**です。

（印刷物）からスキャナーで読み取ったイメージファイルを合わせてデータベースに登録し、会議終了後、早ければ数日、遅くても２、３週間後には利用できるようになっています。

＜日本の法令の索引＞

当館では法律に基づき1949年以来『日本法令索引（現行法令編）』を作成、刊行してきました。電子情報による広範かつ迅速な提供を目指して「日本法令索引データベース・システム」を開発し、2004年６月から一般公開しています。1886年の公文式施行以後の法令に関する索引と第１回国会以後の法案（法律案･条約承認案件）に関する索引を併せてデータベース化したものです。現行法令・廃止法令・制定法令情報と法案情報が検索できます。各法令の沿革と、国会で審議されている場合は「国会会議録フルテキスト・データベース・システム」とリンクして該当会議録を表示する機能をもたせています。

＜帝国議会の会議録＞

また、現在、帝国議会を対象とした会議録のデータベースを開発しています。今年度はシステム構築と戦後の第91回、第92回議会のデータ入力を行い、平成17年度の早い時期に一般公開する予定です。その後、1890年の第1回議会分まで順次遡及入力するとともに、「日本法令索引データベース・システム」からの参照が可能なようにする予定です。古い会議録では、現在と異なる漢字やかな遣いの問題、また紙が劣化していたり印刷が不鮮明であったり等の問題があり、見やすい画像や正確な本文テキストの作成には苦労しています。帝国議会会議録は、国政審議だけでなく日本の政治史や近代史の研究にとっても重要な資料ですから、データベースの早期完成を目指して、利用者の期待に沿いたいと思っています。

＜調査及び立法考査局の刊行物＞

調査及び立法考査局では国政審議に資するため様々な形態の刊行物を刊行してきましたが、次の４タイトルは、2004年５月から、当館ホームページにも掲載して一般の方にもご覧いただけるようになりました（収録範囲は、資料により2002年～2004年刊行分以降）。

①『レファレンス』：国政課題の経緯、論点や関連の外国事情等に関する論文集
②『調査と情報　－ISSUE BRIEF－』：国政審議上の重要課題について、その背景・経緯・論点等を簡潔にまとめた解説資料
③『外国の立法』：諸外国の立法動向の解説、関係法令の翻訳等
④『調査資料』：国政に関する特定テーマごとの調査報告・資料集

このように、一見電子図書館とは無縁に見える調査及び立法考査局でも、膨大なデジタルコンテンツを作成提供しています。国政審議に役立つタイムリーで内容の充実したコンテンツを作成して国会に提出するとともに、広く国民に対して有用な関係情報を提供していくことが課題です。

（調査及び立法考査局電子情報サービス課　大久保（おおくぼ）　百合子（ゆりこ））

電子図書館サービスのページ
いつでもどこでもだれでも

【連載目次】
国立国会図書館の電子図書館サービスとは？（523号）
一次資料の電子的提供
・近代デジタルライブラリー（524号）
・国会会議録フルテキスト・データベースの公開など（本号）
・電子展示会（次号）
・国際子ども図書館の電子図書館サービス
ウェブ・アーカイブと提供
資料に到達するための情報
電子情報の保存と利用保証
電子図書館サービスの目標

国会会議録フルテキスト・データベースの公開など
―調査及び立法考査局の電子図書館サービスから

今回は、国会に対する立法調査サービスを担っている調査及び立法考査局の電子図書館サービスのご紹介です。

＜国会の本会議、委員会の会議録＞

テレビでも国会中継が長時間放映されるようになりました。当館では衆議院、参議院の本会議、委員会等の会議録を、国会会期、発言者、キーワード等で検索し、頁単位の画像とテキスト文の両方で見られるサービスを提供しています。第１回国会（1947年）から最新の国会までの審議内容が把握できるため、国会や地方議会の関係者、行政府、司法府の職員、さらに、国会での論議や政治に関心をもつ一般ユーザーからも広く利用され、貴重な資料が手軽に利用できて便利であるとの評価を得ています。

このサービスの基礎となる「国会会議録フルテキスト・データベース・システム」は、衆議院、参議院、当館の国会三組織による共同事業として開発され、1996年9月から国会に対して、2001年4月からはインターネットを介して一般へのサービスを開始しました。第144回国会までのデータは、1992年度に稼動した業務用の「国会会議録光ファイルシステム」の画像データを元に作成されており、デジタル資産を有効活用しています。

第145回国会以降は、衆議院および参議院から送られる会議録のテキストファイルと、当館が会議録冊子

風土から説明した。ブックトーク形式で、ホラ話が特徴のアメリカのファンタジー、移民国家カナダの多文化政策が現れたファンタジーなど、多数の作品を紹介した。

○**「ファンタジーとは何か」井辻朱美（白百合女子大学児童文化学科教授）**

16世紀の「ユートピア」から現代のネオ・ファンタジーまで、ジャンルを付した作品年表をもとに、ファンタジーについて体系的に説明した。特にタイム・ファンタジーについては一項を設け詳細に紹介した。ファンタジーの背景説明も児童文学の範囲にとどまらず、小説はもちろん、漫画、映画、アニメ化されたファンタジーにまで話が及んだ。

館外受講者との意見交換会およびアンケートによると、ファンタジーについて体系的に学ぶ機会が得られ大変参考になったという意見が多数を占めた。また受講者は館や機関を代表して参加しているという意識が高く、職場や地域の児童サービス担当者に対して研修成果を還元したいとの意見も多かった。業務に役立つかとの問いには、選書・蔵書構築、読書案内、レファレンス、職場研修等に役立つとの回答があった。

また、事前配布したアンケートをもとに、児童サービスに関する意見聴取を行った。

全国各地から定員の2倍近い受講申込みがあり、アンケートでも継続を望む意見が多く、講座に対する要望の強さを感じた。研修時期や、テーマ・内容等を検討し、今後も継続開催の予定である。

■国際子ども図書館講演会のお知らせ

展示会「本にえがかれた動物展Ⅱ－十二支を手がかりに－」に関連し、次のとおり講演会を開催します。

テーマ：「十二支と日本人」

・日　時：平成17年1月22日（土）午後2時から
・場　所：国際子ども図書館　3階　ホール
・講　師：大島 建彦氏（東洋大学名誉教授）

諸民族は、くらしを通じてさまざまな動物との間に多様な交渉をくり返し、それらの動物に関するきわめて豊富な伝承を持ち、そして伝えてきました。

この講演では、日本人のくらしにおける十二支の動物とのかかわりかたはどのようなものであったかについて、お話いただきます。

・対　象：おおむね16歳以上
・**申込方法**：事前申込制です。詳細は、国際子ども図書館ホームページ
http://www.kodomo.go.jp/　をご覧ください。

「児童文学連続講座－当館所蔵の資料を使って」を終了して

国際子ども図書館では今年度、初めての試みとして、10月18日から20日までの３日間、全国の各種図書館等で児童サービスに従事する図書館員を対象に、国際子ども図書館が広く収集してきた内外の児童書および関連書を活用した児童文学連続講座（総合テーマ「ファンタジーの誕生と発展」）を開催した。全国16都府県の図書館員35名と館内職員延べ34名が参加した。講義概要は、次のとおりである。

「ファンタジー概論」講義風景

１日目

○**「ファンタジー概論」神宮輝夫（当館客員調査員、青山学院大学名誉教授）**

ファンタジーの定義から、動物、冒険、魔法、神話などファンタジーの分類、イギリス、アメリカ、フランスなどの代表的な作品の紹介、さらに、日本のファンタジー史にも話が及んだ。

○**「国際子ども図書館所蔵資料を使って児童文学（ファンタジー）を調べる」千代由利（国際子ども図書館資料情報課長）**

国際子ども図書館の蔵書構成を説明し、イングラム、池田宣政の両特別コレクションや洋雑誌などのコレクションから、ファンタジーの古典作品を選び、日本における初訳および代表的な翻訳書とともに紹介した。また、レファレンスに役立つよう、ファンタジーについて調べるための文献を、洋図書を中心に紹介した。

２日目

○**「メルヘンからファンタジーへ」間宮史子（白百合女子大学児童文化学科専任講師）**

グリム童話の研究者である講師は、メルヘンや昔話のファンタジー性を異界訪問譚にとり、異世界のイメージを地上（地続き）と地下に分けて、ドイツ語圏のメルヘンから、「白雪姫」、「ホレばあさん」など７点を選び、解説した。

○**「イギリスのファンタジー」定松　正（共立女子大学文芸学部教授）**

口承あるいは文字化された諸伝説等から説き起こし、イギリスの子ども向けファンタジーの成立背景を清教徒革命の時代から世紀を追って説明した。産業革命や宗教運動の影響など、ファンタジーも時代や社会を写すものとして、それぞれの国がそれぞれのファンタジーを持つと解説した。

○**「児童書総合目録活用術」渡辺和重（国際子ども図書館資料情報課副主査）**

児童書総合目録の概要説明の後、実際の検索例を示しながら使用法を説明した。受講生からは「あらすじ」情報による検索に興味が示された。

３日目

○**「アメリカ・カナダのファンタジー」白井澄子（白百合女子大学児童文化学科助教授）**

ファンタジーの生まれにくいアメリカとカナダのファンタジーの特徴を、国の歴史、

平成16年度　レファレンス研修

公共図書館においてレファレンス業務を担当する中堅職員を対象に、レファレンス・プロセスの構造、流れのモデルを理解し、それに基づくレファレンスの評価・分析の考え方を身につけることを目的として、研修を次のとおり実施します。

期　間　平成17年２月17日(木)～18日(金)
会　場　国立国会図書館東京本館　研修室
対　象　レファレンス業務に従事しており、業務経験５年以上の公共図書館職員。１機関１名。定員20名（応募多数の場合調整)。
内　容　レファレンスを巡る今日の課題、レファレンス・プロセス（玉川大学教育学部助教授　斎藤泰則氏)、レファレンス・ツール（人文科学、法令資料)、ワークショップ：レファレンス・プロセスの評価・分析

＊特記以外、講師は当館職員。研修参加者には事前課題を課します。

平成16年度　科学技術資料研修－当館所蔵資料を中心に

国内の図書館員を対象に、各図書館における科学技術に関するレファレンス・サービスの向上に役立てることを目的として、研修を次のとおり実施します。

期　間　平成17年３月３日(木)～４日(金)
会　場　国立国会図書館関西館　第１研修室
対　象　公共図書館および大学図書館職員。１機関１名。定員20名（応募多数の場合調整)。
内　容　当館所蔵の科学技術関係資料の概要と調べ方を中心に、基礎的な内容の講義・演習（検索実習あり）を行います。他機関の所蔵の調べ方も取り上げます。科学技術資料概論⑴－⑶：国立国会図書館における収集・利用、資料紹介①・②、レファレンス・ツール紹介、図書館における科学技術情報サービスの新たな試み（神奈川県立川崎図書館　大塚敏高氏)、科学技術資料の検索（演習）

＊特記以外、講師は当館職員。演題はいずれも仮題。事前課題を課す場合があります。

申込方法（両研修共通）　当館ホームページ（http://www.ndl.go.jp/－「図書館員のページ」－「図書館へのお知らせ」）に掲載の申込書に記入の上、FAXまたは郵送で平成17年１月18日(火）までに下記あてにお申し込みください（必着)。
申込み・問い合わせ先　国立国会図書館関西館事業部図書館協力課研修交流係
FAX　0774-94-9117　〒619-0287　京都府相楽郡精華町精華台８－１－３
TEL　0774-98-1446　担当：齋藤（レファレンス研修)、上川（科学技術資料研修）

平成16年度　アジア情報研修

昨年度にひきつづきアジア情報研修を実施いたします。この研修は、国立国会図書館が行うアジア情報関連の図書館協力業務の進展を図るとともに、国内図書館職員のアジア情報の収集と提供に関する知識とスキルの向上を目的としています。

期　間　平成17年１月27日(木)～28日(金) の２日間。
会　場　国立国会図書館関西館　第１研修室
対　象　アジア情報関連業務を担当する公共、大学、専門図書館等の職員。
テーマ　アジア研究の動向と情報ニーズ：図書館の対応と情報資源の共有
内　容・講　師
第１日：１月27日(木)
10:00　「地域研究コンソーシアム」設立の背景―研究とその基盤としての情報資源について　　国立民族学博物館地域研究企画交流センター長　押川　文子
11:00　現代中国研究の動向－現代中国学会の動向を中心に
大阪市立大学大学院経済学研究科教授　佐々木信彰
13:00　研究ニーズ把握の試み－アジア経済研究所における取組み
日本貿易振興機構アジア経済研究所図書館長　重城　忠純
14:00　アメリカのアジア研究と図書館
全米アジア学会東亜図書館協会中国語資料部会長　Karen T. Wei
16:00　関西館アジア情報室の資料概要（見学を含む）　関西館資料部アジア情報課
第２日：1月28日(金)
10:00　大学図書館における情報発信とニーズへの対応
東京大学東洋文化研究所附属東洋学研究情報センター業務係長　江川　和子
11:00　公共図書館におけるアジア情報ニーズへの対応
福岡市総合図書館国際資料専門員　佐藤　　晋
13:00　日本におけるアジア情報資源の現状：「アジア情報関係機関ダイレクトリー」を編集して　関西館資料部アジア情報課
14:30　東南アジア刊行資料の充実に向けて　関西館資料部アジア情報課
15:30　懇談会

定　　員　20名（申込み多数の場合は、調整させていただくこともあります）
申込方法　住所、氏名、年齢、所属、連絡先、職歴および現在の業務内容、これまで従事したアジア関係業務の内容、アジア言語学習歴を記入の上、所属機関をとおして郵送またはFAXでお申し込みください。締切は平成17年１月13日（金）です。
申込み・問い合わせ先　国立国会図書館関西館資料部アジア情報課　担当：大川
〒619-0287　京都府相楽郡精華町精華台８－１－３
TEL　0774-98-1371（直通）　FAX　0774-94-9115

第17回　保存フォーラム
資料の災害対策－予防と緊急対応－
「文化財防災ウィール」をどう受け止めるか

夏から秋にかけて、国内では大規模な風水害により多くの図書館資料が被災しました。資料の被災予防や被災時の緊急対応の参考になるパンフレットなどのツールは、図書館界ではまだ十分整備されているとはいえません。災害対策という点で一歩先を進んでいる文書館界をはじめ、文化財を保存し利用に供している関連機関での活動を参考にしながら、取り組んでいるというのが現状ではないでしょうか。

今年、文化庁により「文化財防災ウィール」という文化財の災害予防・緊急対応のマニュアルとして使用できるツールが作製されました。1997年に米国で作られた文化財の災害救急マニュアル "Emergency Response and Salvage Wheel" の日本語版で、文化財保存修復学会が翻訳・監修しています。「文化財防災ウィール」は、現在までのところ博物館・美術館等を中心に配付されていますが、図書館にとっても有益な災害対策ツールとなる可能性があると考えられます。

今回のフォーラムでは、翻訳・監修の実務を担った文化財保存修復学会災害対策調査部会の中心メンバーである内田俊秀氏から、作製の経緯や原版との相違等についてお話をうかがい、同時に、このツールを図書館や文書館でどう受けとめ活用できるかについて、話し合います。

日　時：平成17年２月10日（木）　午後２時から４時まで
会　場：国立国会図書館東京本館　大会議室
講　師：内田　俊秀氏（京都造形芸術大学芸術学部歴史遺産学科教授）

講師のプロフィール
1948年生まれ。ローマ・文化財保存修復国際センター、国立ローマ中央修復研究所修了。財団法人元興寺文化財研究所研究員、京都芸術短期大学助教授等を経て、1997年から現職。1995年には、阪神・淡路大震災による被災文化財の救出活動に携わり、この活動がその後文化財保存修復学会に災害対策調査部会が発足する契機となった。著書『文化財は守れるのか』ほか。

定　員：50名
申込方法：FAX または E-mail で、①氏名、②所属機関名、③所在地、④電話番号、⑤E-mail アドレスを明記の上、平成17年１月28日（金）までに、国立国会図書館収集部資料保存課あてにお申し込みください。
FAX：03（3592）0783
E-mail：hozonka@ndl.go.jp
問い合わせ先：国立国会図書館収集部資料保存課　TEL 03（3506）3356（直通）

おもな人事

おもな人事　517 ④：36-37／518 ⑤：33／519 ⑥：32／520 ⑦：28／521 ⑧：27／522 ⑨：21／523 ⑩：43／525 ⑫：34
外国の図書館への職員の派遣　524 ⑪：23
外国の図書館へ派遣していた職員の復帰　524 ⑪：23
職員の採用　518 ⑤：33／521 ⑧：27／524 ⑪：23
職員の出向　517 ④：38／520 ⑦：29／522 ⑨：21
職員の退職　514 ①：21／517 ④：38／519 ⑥：32／520 ⑦：29／522 ⑨：21
職員の転任　517 ④：37-38／520 ⑦：29
職員の表彰　520 ⑦：28- 29
専門調査員の退職　517 ④：38
平成16年秋の叙勲　524 ⑪：23
平成16年春の叙勲　518 ⑤：33
元職員に対する叙位　517 ④：37／519 ⑥：32／520 ⑦：29／522 ⑨：21
元職員に対する叙位および叙勲　514 ①：20-21／519 ⑥：32／522 ⑨：21／523 ⑩：43／525 ⑫：34

遠客近客

514 ①：18-20／517 ④：39-40／518 ⑤：34／521 ⑧：23-26／524 ⑪：25／513 ⑫：36- 37

第522号（2004年9月）の訂正とお詫び

20頁中段１行目

第三〇回国立図書館長会議

→第三一回国立図書館長会議

第523号（2004年10月）の訂正とお詫び

55頁1行目

2004年7月→2003年7月

お詫びして訂正いたします。

お知らせ

年末年始のサービス休止について
―各施設の休館期間―

東京本館・関西館

平成一六年一二月二八日（火）～平成一七年　一月　四日（火）

国際子ども図書館

平成一六年一二月二七日（月）～平成一七年　一月　四日（火）

一二月二六日は日曜日につき、第一、第二資料室は休室。

右記の期間、来館による閲覧・複写サービスを休止させていただきます。

＊＊＊

右記の期間中も当館ホームページを通じたインターネット経由の資料検索や複写申込み等は休止いたしませんが、一二月二八日以降に受理した申込みの処理は、一月五日以降となります。

法規等の制定・改正

科学技術関係資料整備審議会規則の一部を改正する規則（平成16規則２）
517 ④： 34- 35
国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会規則（平成16規則３）
520 ⑦： 27- 28
国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の一部を改正する規則（平成15規則３）
514 ①： 20
国立国会図書館国会サービス要領の一部を改正する件（平成15館長決定７）
514 ①： 20
国立国会図書館国会サービス要領の一部を改正する件（平成16館長決定５）
523 ⑩： 19- 20
国立国会図書館事務分掌内規等の一部を改正する等の内規（平成16内規４）
523 ⑩： 34- 37
国立国会図書館事務分掌内規の一部を改正する内規（平成16内規２） 517 ④： 35
国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規定（平成16規程１） 517 ④： 35
国立国会図書館職員倫理規程の一部を改正する規程（平成16規程３） 525 ⑫： 34
国立国会図書館資料管理事務取扱細則等の一部を改正する等の件（平成16館長決定６）
523 ⑩： 37- 43
国立国会図書館資料管理事務取扱細則の一部を改正する件（平成16館長決定３）
518 ⑤： 32
国立国会図書館資料職員等貸出内規及び国立国会図書館職員等書庫立入内規の一部を改正する内規（平成16内規３） 523 ⑩： 15- 18
国立国会図書館資料利用規則（平成16規則５） 523 ⑩： 21- 34
国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則（平成16規則１） 517 ④： 33- 34
国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則（平成16規則６） 523 ⑩： 34
国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出規則の一部を改正する規則（平成16規則４） 523 ⑩： 20- 21
国立国会図書館文書保存区分内規等の一部を改正する内規（平成16内規１）
517 ④： 32- 33
国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部を改正する規程（平成16規程２） 525 ⑫： 33- 34
国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成16法律145） 525 ⑫： 30- 33
選書協力員に関する件の一部を改正する件（平成16館長決定２） 517 ④： 33
図書館資料の標示に関する件の一部を改正する件（平成16館長決定４）518 ⑤： 33
日本学術会議法の一部を改正する法律（抄）（平成16法律29） 518 ⑤： 32
非常勤職員の職名に関する件及び国立国会図書館記章、職員身分証明書及び記章帯用証内規の運用についての一部を改正する件（平成16館長決定１） 517 ④： 33

『トーダン100年のあゆみ』
「トーダン100年のあゆみ」編集委員会編　トーダン刊　（網野光明）524 ⑪： 24
『都市交通の歪　"放置自転車"　全国自転車問題自治体連絡協議会10年の事跡』
全国自転車問題自治体連絡協議会編・刊　（行武秀雄）517 ④： 30- 31
『都市の再開発をめぐる激動の43年史 1959-2002 社団法人東京都市再開発促進会記念誌』
東京都市再開発促進会編・刊　（澤田大祐）525 ⑫： 25
『日本の化粧文化　明治維新から平成まで　研究紀要おいでるみん』
資生堂企業資料館刊　（松井一子）520 ⑦： 26- 27
『日本ＡＢＣ協会50年史』
日本ＡＢＣ協会編・刊　（髙木ゆか）516 ③： 32- 33
『八幡山の宴　近江八幡と朝鮮通信使』
近江八幡市立資料館編　近江八幡市刊　（伊藤淑子）515 ②： 21
『屋根裏の博物館　実業家渋沢敬三が育てた民の学問』
横浜市歴史博物館、神奈川大学日本常民文化研究所編　横浜市歴史博物館刊
（伊沢恵子）522 ⑨： 19- 20
『洋菓子事始め　神戸凧月堂の百年』
江後迪子著　「神戸凧月堂の百年」編集委員会編　神戸凧月堂刊
（波多野安子）514 ①： 18

館内スコープ

書誌部国内図書課簡略整理係　514 ①： 28
国会分館　515 ②： 13
主題情報部人文課地図係　516 ③： 21
調査及び立法考査局農林環境課　517 ④： 18
関西館資料部収集整理課整理係　518 ⑤： 8
資料提供部図書課　519 ⑥： 28
主題情報部参考企画課レファレンス係　520 ⑦： 25
主題情報部古典籍課　521 ⑧： 20
主題情報部政治史料課　522 ⑨： 12
書誌部国内図書課　523 ⑩： 12
収集部外国資料課　524 ⑪： 11
支部東洋文庫　525 ⑫： 24

常設展示のお知らせ

第130回　市川団十郎の系譜　515 ②： 13
第131回　記録の中の「幻獣」たち　517 ④： 18
第132回　花火の情景　519 ⑥： 28
第133回　ユートピア―どこにもない場所―　521 ⑧： 20
第134回　雪―冬に咲く華―　523 ⑩： 12
第135回　戦時下の出版　525 ⑫： 24

-438- Alexandria 1:100,000 （齋藤ひさ子）521 ⑧：口絵
-439- 長洲縣魚鱗冊康熙十五年丈量　清写　一冊 （相島　宏）522 ⑨：口絵
-440- 原敬卿之巻 （竹林晶子）523 ⑩：口絵
-441- 『犬追物図説』表紙紙背文書 （大沼宜規）524 ⑪：口絵
-442- 大森善清画『したれ柳』 （間島由美子）525 ⑫：口絵

本を魅せる　常設展示案内

⑸ 暮らしを変えた新製品〜身近なモノがデビューした頃〜
（浅見文絵、石田暁子）514 ①： 34
⑹ 市川団十郎の系譜 （上川沙耶香、鈴木亜矢子）516 ③： 40
⑺ 記録の中の「幻獣」たち （井田敦彦、中村淳一）518 ⑤： 36
⑻ 花火の情景 （金井ゆき、佐藤菜緒惠）520 ⑦： 34
⑼ ユートピア―どこにもない場所― （奥田倫子、西森光子）522 ⑨： 32
⑽ 雪―冬に咲く華― （青山真紀、木屋美香）524 ⑪： 30

What's 書誌調整？

第６回　逐次刊行物は生きている （古賀香織）515 ②： 24
第７回　新たな標的「非図書資料」 （土井喜之）517 ④： 42
第８回　資料の背番号 （栗林美保子）519 ⑥： 34
第９回　全国書誌は文化の鏡 （清水悦子）521 ⑧： 30
第10回　情報の情報：メタデータ （大橋邦生）523 ⑩： 56
第11回　洋図書―国際的書誌調整の一翼を担って （木暮　香）525 ⑫： 56

電子図書館サービスのページ

第１回　国立国会図書館の電子図書館サービスとは？ （川鍋道子）523 ⑩： 53- 52
第２回　近代デジタルライブラリー （桂木小由美）524 ⑪： 27- 26
第３回　国会会議録フルテキスト・データベースの公開など―調査及び
立法考査局の電子図書館サービスから （大久保百合子）525 ⑫： 39- 38

本屋にない本

『近代日本を拓いた物理実験機器　三高コレクションと物理学教科書から探る』
京都大学総合博物館編・刊 （大場利康）519 ⑥： 12- 13
『盛り場―祭り・見世物・大道芸―　図録　特別展』
名古屋市博物館編・刊 （梶　善登）523 ⑩： 44- 45
『世界大風呂敷展　布で包む　ものと心　特別展』
国立民族学博物館・千里文化財団編　千里文化財団刊 （落美都里）518 ⑤： 22
『伝承の美　日本旅館　ＲＹＯＫＡＮ』
国際観光旅館連盟刊 （平田紀子）521 ⑧： 24- 25

講演会のお知らせ　「パンチャタントラ：世界で最古の子どものお話集」
「インドに伝わる知恵とこころ：北インドの昔話・なぞなぞ・子守歌から」
517 ④： 41
講演会のご案内　展示会「蓮の花の知恵－インドの児童文学」関連イベント
「アジアの子どもの本と私」 518 ⑤： 35
国際子ども図書館講演会のお知らせ 522 ⑨：31／522 ⑫： 40
国際子ども図書館資料紹介
第１回　ボローニャ児童図書展寄贈資料 （千代由利）523 ⑩： 55- 54
第２回　イソップ寓話 （市原美奈子）524 ⑪： 29- 28
国際子ども図書館ミニコンサートのお知らせ 523 ⑩： 54
「児童文学連続講座―当館所蔵の資料を使って」を終了して 525 ⑫： 41- 40
展示会のお知らせ　蓮の花の知恵　インドの児童文学 516 ③： 39
展示会「本にえがかれた動物展Ⅱ」関連講演会のお知らせ 524 ⑪： 28
夏休み子ども向け催物のご案内　１枚の紙からミニ絵本作り 519 ⑥： 33
「蓮の花の知恵－インドの児童文学」展示会関連講演会を行いました。520 ⑦： 33
本にえがかれた動物展Ⅱ－十二支を手がかりに－ 521 ⑧： 29- 28
ロシア印象－子どもの本は世界をつなぐ－ （富田美樹子）514 ①： 33- 32

国立国会図書館の編集・刊行物

外国の立法　立法情報・翻訳・解説　第218号～第221号
514 ①：21／517 ④：31／520 ⑦：30／523 ⑩： 46
カレントアウェアネス　278号～281号
514 ①：21／517 ④：31／520 ⑦：30／523 ⑩： 46
参考書誌研究　第60～61号 518 ⑤：29／525 ⑫： 37
全国書誌通信　第117号～第119号 516 ③：33／520 ⑦：30／524 ⑪： 23
名称典拠のコントロール 第四回書誌調整連絡会議記録集 520 ⑦： 30
レファレンス　635号～646号 毎号
NDL CD-ROM Line　点字図書・録音図書全国総合目録　2003年２号～2004年２号
515 ②：22／522 ⑨：21／525 ⑫： 37
国立国会図書館の編集・刊行物　入手案内 515 ②：別刷12頁

稀本あれこれ

-431- 『日本感霊録』二種 （大沼宜規）514 ①：口絵
-432- 慶應年中漢字御廃止の儀に付き慶喜公に上る書 （小坂　昌）515 ②：口絵
-433- 須川長之助所製腊葉 （中澤彰人）516 ③：口絵
-434- Green, Samuel Swett. *Public Libraries of Worcester*
（鈴木宏宗）517 ④：口絵
-435- 『人形百種』 清水晴風自筆 （川本　勉）518 ⑤：口絵
-436- A.シュラム 『初期印刷の絵画的装飾』(1920-43) （折田洋晴）519 ⑥：口絵
-437- アシュクパシャ 『ガリーブ・ナーメ』 （白岩一彦）520 ⑦：口絵

—日本における資料被災情報ネットワーク形成に向けて— 514 ①： 29
第17回保存フォーラム　資料の災害対策—予防と緊急対応—
「文化財防災ウィール」をどう受け止めるか 525 ⑫： 44
調査及び立法考査局刊行物の公開について 519 ⑥： 29
電子ジャーナル提供タイトル数が１万を超えました 516 ③： 38
電子展示会「インキュナブラ—西洋印刷術の黎明—」を公開 521 ⑧： 19
電子展示会「近代日本人の肖像」を公開 520 ⑦： 14
電子展示会「日本国憲法の誕生」の全面公開 517 ④： 26
東京本館改修工事に伴う音楽・映像資料室の休室・移転について 516 ③： 38
東京本館、関西館の臨時休館等について 516 ③：38／517 ④：27／518 ⑤： 29
東京本館の新しい開館日・開館時間等について 521 ⑧：22／522 ⑨： 18
東京本館の臨時休館等について 519 ⑥：29／520 ⑦：32／521 ⑧： 22
「特別展示会　東南アジアの人々と生活」の開催 514 ①： 31
「日本法令索引」当館ホームページで公開 519 ⑥： 31- 30
年末年始のサービス休止について 524 ⑪：12／525 ⑫： 45
米国陸軍省高級副官部資料：第２次世界大戦作戦記録の公開 520 ⑦： 13
平成15年度法令議会資料・官庁資料研修 514 ①： 30
平成16年度アジア情報研修 525 ⑫： 43
平成16年度科学技術資料研修—当館所蔵資料を中心に 525 ⑫： 42
平成16年度国立国会図書館職員採用試験の実施について 516 ③： 34- 35
平成16年度国立国会図書館職員採用試験要領（概略） 516 ③： 35- 37
平成16年度資料電子化研修 520 ⑦： 31
平成16年度レファレンス研修 525 ⑫： 42
明治時代の本の著作権者を探しています 520 ⑦： 15
レファレンス協同データベース実験事業—第２期参加館募集のご案内—
522 ⑨： 13- 16
レファレンス情報システムモニター機関募集 521 ⑧： 21
NDL-OPAC 提供データの追加およびサービスの停止について
516③：38／517④： 27
NDL-OPAC に約250万件追加 518 ⑤： 28
NDLSH 暫定版の公開および意見募集 523 ⑩： 13

国際子ども図書館のページ

新しいサービスのご案内　ちいさな子どものための絵本の時間 517 ④： 41
いろのまほうつかい－エリック・カール絵本の世界－ 515 ②： 23
インドの民族音楽と語り（仮題） 520 ⑦： 33
開館5年目に入りました！ 518 ⑤： 35
「外国語に翻訳刊行された日本の児童書情報」ホームページ公開のお知らせ
514 ①： 32

第 5 回灰色文献国際会議　514 ①： 31
第 6 回図書館総合展　525 ⑫： 36
第 8 回日韓業務交流の終了について　524 ⑪： 25
第10回納本制度に関する懇談会の開催　523 ⑩： 45- 46
第12回アジア・オセアニア地域国立図書館長会議(CDNLAO)　523 ⑩： 45
第24回日中業務交流の終了について　525 ⑫： 35- 36
第31回国立図書館長会議(CDNL) および第70回国際図書館連盟(IFLA)大会　522 ⑨： 20
東京本館　新システムによるサービス開始　523 ⑩： 44
納本制度審議会独立行政法人等の出版物納入義務に関する小委員会（第 2 回）の開催　514 ①： 30-31
納本制度審議会ネットワーク系電子出版物の収集の課題に関する小委員会（第 2 回）の開催　515 ②： 22
納本制度審議会ネットワーク系電子出版物の収集の課題に関する小委員会（第 3 回）の開催　518 ⑤： 31
納本制度審議会ネットワーク系電子出版物の収集の課題に関する小委員会（第 4 回）の開催　521 ⑧： 26
納本制度審議会ネットワーク系電子出版物の収集の課題に関する小委員会（第 5 回）の開催　525 ⑫： 35
平成15年度録音技術向上のための講習会の開催　516 ③： 33
平成16年度第1回中央館・支部図書館協議会の終了について　519 ⑥： 13
平成16年度図書館員のための利用ガイダンスの開催　521 ⑧： 27
2004年ダブリンコアとメタデータの応用に関する国際会議　524 ⑪： 25

〈お知らせ〉・各種案内記事

インターネットで NDL-OPAC 英語版を公開　523 ⑩： 14
インターネットによる利用者アンケート調査へのご協力のお願い　520 ⑦：32／521 ⑧： 23
「近現代日本政治関係人物文献目録」当館ホームページで公開　514 ①： 27- 26
近代デジタルライブラリーに名作が続々登場！　523 ⑩： 13
近代デジタルライブラリーのコンテンツが充実しました　520 ⑦： 15
憲政資料室からのお知らせ　517 ④：25／523 ⑩： 10- 11
国際セミナー「デジタル時代のドキュメント・デリバリー・サービス：ビジョンと戦略」　522 ⑨： 17
「国立国会図書館月報」当館ホームページでも提供　520 ⑦： 31
「国立国会図書館の編集・刊行物入手案内」について　521 ⑧： 27
人文総合情報室コレクションコーナー（仮称）開設のお知らせ　517 ④： 27
新連載が始まります　テーマは「電子図書館」　522 ⑨： 18
第 8 回資料保存研修　518 ⑤： 30
第16回保存フォーラム　災害と情報ネットワーク

コア活動アジア地域センターの協力―　（那須雅熙）522 ⑨： 10- 11
納本制度審議会答申「独立行政法人等の出版物の納入義務の在り方について」
（納本制度審議会事務局）516 ③： 30- 31
ヒマラヤ山麓のかけがえのない文書遺産を護るために―ネパール出張報告―
（村山隆雄）522 ⑨： 1- 9
フィレンツェ大水害に学ぶ―欧州の資料保存専門家を迎えて
（大山清二）516 ③： 22- 26
イギリス製本技術の粋を垣間見る―ワークショップ記録―（石渡隆）516 ③： 27- 29
平成15年度国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会
（総務部支部図書館課）514 ①： 10
平成15年度国立国会図書館長と大学図書館長との懇談会について
（総務部企画・協力課）514 ①： 8- 9
平成15年度都道府県及び政令指定都市議会事務局図書室職員等との連絡会議について
（総務部企画・協力課）514 ①： 11
平成15年度日本研究情報専門家研修について　（小島和規）514 ②： 12
平成16年度国立国会図書館長と大学図書館長との懇談会について
（総務部企画・協力課）524 ⑪： 13
平成16年度国立国会図書館長と都道府県議会事務局長との懇談会について
（総務部企画・協力課）525 ⑫： 22- 23
平成16年度国立国会図書館長と都道府県立及び政令指定都市立図書館長との懇談会について　（総務部企画・協力課）521 ⑧： 16- 17
平成16年度資料電子化研修―画像の効果的な提供に重点を置いて―
（関西館事業部図書館協力課）524 ⑪： 20- 22
ホームページをレファレンス・ルームに―主題情報発信の強化―
（渡邉樹）523 ⑩： 1- 3
レファレンス協同データベース・システムの現状と展望
（関西館事業部電子図書館課）518 ⑤： 16- 21

NDL news　当館の最近の動き

アジア学会（AAS）・東亜図書館協会（CEAL）2004年年次総会および
北米日本研究資料調整協議会（NCC）会議　517 ④： 31
関西館が建築学会賞を受賞　520 ⑦： 27
「関西館見学デー」の実施　525 ⑫： 36
国立国会図書館総合目録ネットワーク研修会の開催　525 ⑫： 35
交通安全に対する表彰　524 ⑪： 25
国立国会図書館総合目録ネットワーク研修会の開催　525 ⑫： 35
国立国会図書館総合目録ネットワークシステム説明会の開催　521 ⑧： 26- 27
国立図書館サービスに関する国際会議　518 ⑤： 31
子ども霞が関見学デー　522 ⑨： 20
全米州議会協議会（旧称　全米立法者会議）年次大会　522 ⑨： 20

情報環境の変容と国立国会図書館の役割―第44回科学技術関係資料整備審
議会を開催―　（主題情報部科学技術・経済課）518 ⑤：　5-　7
新指定貴重書および準貴重書について―第35回貴重書等指定委員会―
（貴重書等指定委員会）521 ⑧：　5- 15
和漢書の部　521 ⑧：　5- 11
新聞・雑誌の部　521 ⑧：　11
洋書の部　521 ⑧：　15- 12
新年のごあいさつ　（黒澤隆雄）514 ①：　1-　3
シンポジウム「アジアへの知的探求と図書館サービスの新展開」
（シンポジウム実行委員会事務局）516 ③：　1-　9
世界との共有、日本からの貢献―国立国会図書館の多様な国際協力―
（北山千代）524 ⑪：　4- 10
第 4 回書誌調整連絡会議報告―名称典拠のコントロール―
（書誌部書誌調整課）515 ②：　14- 20
第 5 回書誌調整連絡会議報告　件名標目の現状と将来
―ネットワーク環境における主題アクセス　（書誌部書誌調整課）524 ⑪：　16- 19
第11回アジア・オセアニア地域国立図書館長会議（CDNLAO）報告
―第12回東南アジア図書館人会議（CONSAL）とあわせて―
（北山千代）514 ①：　4-　7
「第11回総合目録ネットワーク参加館フォーラム」報告
（関西館事業部図書館協力課）517 ④：　19
第11回納本制度審議会の開催について　（納本制度審議会事務局）520 ⑦：　22- 24
第16回保存フォーラム報告 災害と情報ネットワーク―日本における資料被災情報
ネットワーク形成にむけて　（収集部資料保存課）519 ⑥：　20- 21
第33回日本法令沿革索引審議会の開催　（調査及び立法考査局）517 ④：　11
中性紙使用率が 9 割に！―第17回新刊資料 pH 調査結果報告―
（収集部資料保存課）519 ⑥：　14- 19
電子展示会「日本国憲法の誕生」―憲法史研究者から見た意義（座談会）
（電子展示会「日本国憲法の誕生」特別班）520 ⑦：　3- 12
電子展示会「日本国憲法の誕生」―サイトの概要―
（電子展示会「日本国憲法の誕生」特別班）520 ⑦：　1-　2
東京本館新装開館後の館内利用サービスガイド
（資料提供部利用者サービス企画課）521 ⑧：　1-　4
東京本館新装開館と新しい館内利用サービスの概要　（吉永元信）518 ⑤：　1-　4
特別コレクション「布川文庫」について　（主題情報部人文課）521 ⑧：　18
独立行政法人等の出版物の納本について―新制度の施行に向けて
（収集部）525 ⑫：　26- 27
図書館員を対象とした研修事業の概要について
（関西館事業部図書館協力課）519 ⑥：　22- 27
研修雑感　（池田澄美）519 ⑥：　27
ネパール国立図書館職員のための研修事業―国際協力機構と国際図書館連盟資料保存

普及に向けて　（佐藤尚子）525 ⑫： 17- 19
IFLA 点描　525 ⑫： 20- 21

一般記事（太字は巻頭記事）

アジア・オセアニア地域国立図書館長会議の今後の展望　（大滝則忠）524 ⑪： 1- 3
インターネット時代の科学技術情報サービス―関西館開館後の遠隔複写をめぐって―
（主題情報部科学技術・経済課、関西館資料部文献提供課）518 ⑤： 9- 15
「英国下院図書館―過去、現在そして未来―」プリシラ・ジーン・ベインズ英国下院図書館長招へいの概要　（樋口修、柳瀬晶子）514 ①： 12- 17
オランダ国立図書館の電子情報保存事業
（総務部企画・協力課電子情報企画室）519 ⑥： 6- 11
（海外出張報告）
欧米で見た来館利用者サービスの今―入館から閲覧までの流れを中心に―
（久永茂人）522 ⑨： 30- 26
積極的なビジネス支援サービス～ニューヨーク公共図書館「SIBL」におけるサービス～　（上田志保）518 ⑤： 23- 27
北欧諸国におけるネットワーク系電子出版物納入に関する制度
（相原雅樹）517 ④： 20- 24
学校図書館セット貸出し―サービス開始から２年―
（国際子ども図書館児童サービス課企画推進係）523 ⑩： 4- 9
韓国国会図書館との業務交流（第１回）―国会サービスのあり方をめぐって―
（渡邊幸秀）517 ④： 12- 17
憲政資料室所管「憲政資料」の概要（1995年以降増加分）
―6―　完　（主題情報部政治史料課）514 ①： 25- 22
国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会の設置と第１回調査会の開催について（国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会事務局）524 ⑪： 14- 15
国際シンポジウム「国際アンデルセン賞の軌跡」報告
（国際子ども図書館企画協力課）517 ④： 1- 10
国立国会図書館電子図書館中期計画2004
（総務部企画・協力課電子情報企画室）519 ⑥： 1- 5
国立国会図書館年報（平成15年度）から―統計を中心に　その1―　522 ⑨： 25- 22
国立国会図書館年報（平成15年度）から―統計を中心に　その2―　523 ⑩： 51- 47
国立国会図書館の平成16年度予算について　（総務部会計課）517 ④： 28- 29
「国立国会図書館ビジョン2004」と評価制度の導入について
（総務部企画・協力課）520 ⑦： 16- 19
平成16年度サービス基準　520 ⑦： 21- 20
国立国会図書館法の一部改正について―独立行政法人、地方独立行政法人等による出版物の納入制度―　（総務部総務課）525 ⑫： 28- 29
サービス利用実態とその満足度・改善要望について―平成15年度利用者アンケート調査の結果から　（総務部企画・協力課）516 ③： 10- 20

『国立国会図書館月報』年間索引

― 平成16年（2004）1月号～12月号［No.514～No.525］―

凡　例

項目別に配列し、各項目の中は、論題・記事名の50音順、次いでアルファベット順である。ただし連載記事は原則として掲載順に配列した。

特集はあるテーマについてまとめて掲載している形式を含み、特集名をゴシックで表した。

（記載例）

第33回日本法令沿革索引審議会の概要　（調査及び立法考査局）　517 ④：11

記事名　執筆者名　掲載号　掲載月　頁

項目一覧

特集記事……55
一般記事……54
NDL news　当館の最近の動き　……52
＜お知らせ＞・各種案内記事……51
国際子ども図書館のページ……50
国立国会図書館の編集・刊行物……49
稀本あれこれ……49
本を魅せる　常設展示案内……48
What's 書誌調整？ ……48
電子図書館サービスのページ……48
本屋にない本……48
館内スコープ……47
常設展示のお知らせ……47
法規等の制定・改正……46
おもな人事……45
遠客近客……45

特集記事

第23回日中業務交流報告―国立図書館の機能強化―
（国立国会図書館訪中代表団）515 ②：　1-　9
図書館見学記　その1　（児玉史子）515 ②：　9- 10
図書館見学記　その２　（村上かおり）515 ②：10- 11
地域の発展、世界の共存のために　世界図書館・情報会議
―第70回国際図書館連盟（IFLA）大会に参加して
（国立国会図書館ＩＦＬＡブエノスアイレス大会派遣団）525 ⑫：　1-　3
第31回国立図書館長会議　グローバル・ライブラリーへの胎動
（生原至剛）525 ⑫：　3-　6
「世界図書館」会合　岐路に立つＧ７プロジェクト　（生原至剛）525 ⑫：　6-　7
議会図書館分科会　議会制民主主義を支える　（渡瀬義男）525 ⑫：　8- 10
ＩＦＬＡ／ＰＡＣ諮問委員会・センター長合同会議／資料保存分科会関連会議
多様なメディアの総合的な保存に向けて　（那須雅熙）525 ⑫：11- 13
目録・書誌情報関係会議　グローバルとローカル　（横山幸雄）525 ⑫：14- 16
子ども・ヤングアダルト図書館分科会「児童図書館サービスガイドライン」の

What's　書誌調整？　第11回

洋図書 ― 国際的書誌調整の一翼を担って

今回は、当館が購入や国際交換、寄贈等により受け入れている外国で刊行された資料のうち、洋図書を例にとって考えてみたい。世界各国で出版された資料は、様々な言語によって書かれているため、目録作業も日本語資料とは異なる場合がある。本文の言語は、英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語など日本でも目にすることの多い言語のほか、アイスランド語、カタロニア語、マケドニア語など実に多岐にわたっている。とはいえ、日本における当館と同様に、各々の国にその国の出版物の標準的な書誌データを作成する全国書誌作成機関が存在する場合も多く、現在ではインターネットによりそれらの書誌データを参照することが容易になった。このように、洋図書についての書誌データの標準化を促進する環境は整備されてきている。

では、各国作成の書誌データをそのまま使用すればよいかとなると、実はそうではない。参照できる書誌データがあったとしても、個人や団体名の著者標目やシリーズタイトルの標目形は、当館がこれまでに作成してきたものと同じか否かを調べる必要がある。異なっていた場合は、各種辞典のほか関連するホームページを閲覧するなどの方法で再調査し、必要に応じて既存の書誌データの訂正を行わなければならない。国が異なれば人名の表記のしかたも異なり、同定にかなりの時間が必要になることもある。

この「標目」については、典拠ファイル共有化の動きが世界的に活発になってきている。米国議会図書館（LC）がインターネットで公開している典拠ファイルには、LCだけではなく、米国国内にある多数の図書館を始め、英国、ニュージーランド、南アフリカ等他国の図書館が作成した典拠データも収録されている。この典拠ファイルは、収録データ数、関係機関数どちらも世界で最も大きなものである。そこで、当館でも著者標目を付与する際は原則としてLC典拠データの形を採用するようにしている。典拠データを共有し標目を統一するということは、様々なオンライン目録を同一の形で網羅的に検索できるという大きなメリットがある。

参照する書誌データが見つからない場合は、オリジナルデータを作成する。洋図書の書誌データでは、「英米目録規則　第2版（AACR2）」が日本でも世界でも最も広く使われている規則である。当館でもこれを使用している。AACR2を使用することにより、同一資料について、外国で作成されたデータも日本で作成されたデータも、相互に利用することが可能である。

以上のように、世界中どこでも同内容のデータが作成されるということは、検索する側にとっても、複数の図書館で同一の資料を所有していることや、ある特定の著者のどのような著作をその図書館が所蔵しているかが明確にわかるなど、便利なことである。自宅にいながら世界中の図書館の蔵書検索や複写依頼が可能な時代であるからこそ、より一層書誌データの標準化が求められているといえよう。

このようにして、当館は、国内の書誌調整を『日本全国書誌』などによって行うのと平行して、洋図書の国際的書誌調整の一翼も担っているのである。

（書誌部外国図書・特別資料課　木暮（こぐれ）　香（かおり））

国際子ども図書館

〒110－0007 東京都台東区上野公園12－49
電話　03（3827）2053
利用案内　電話　03（3827）2069（音声・FAX サービス）
ホームページ http://www.kodomo.go.jp/

国際子ども図書館は、国立国会図書館の支部図書館として内外の児童書とその関連資料に関する図書館サービスを国際的な連携のもとに行います。

利用できる人　どなたでも利用できます（ただし資料室は満18歳以上の方）。
資料の利用　館内利用のみ。館外への帯出はできません。
開館時間　9:30～17:00
休館日　月曜日、国民の祝日・休日（5月5日こどもの日は除く）、年末年始（**12頁参照**）、資料整理休館日（第3水曜日）
休室日　休館日以外に次の日が休室となります。
2階第一、第二資料室：日曜日
3階本のミュージアム：展示会準備期間

支部東洋文庫

〒113－0021 東京都文京区本駒込2－28－21
電話　03（3942）0122（代表）

東洋学の発展を目的とする専門図書館。
アジア全般にわたる資料・研究書を所蔵しています。

国立国会図書館月報　平成16年11月号（№524）

発行所　国立国会図書館　平成16年11月20日発行　定価231円（税込、送料別）

編集責任者　塚本　孝

〒100－8924 東京都千代田区永田町1－10－1
電話 03（3581）2331（代表）
FAX 03（3597）5617
E-mail geppo@ndl.go.jp

印刷所 発売元　有隣堂印刷株式会社

〒140－0004 東京都品川区南品川6－2－10
電話 03（5479）8721（代表）
FAX 03（5479）8720
E-mail cap15650@pop01.odn.ne.jp

本誌に掲載した論文等のうち意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りいたします。本誌に掲載された記事を全文または長文にわたり抜すいして転載される場合には、事前に当館総務部総務課に連絡してください。本誌517号以降、PDF 版を当館ホームページ（http://www.ndl.go.jp ―「刊行物」―「国立国会図書館月報」）でご覧いただけます。

表紙　中性紙使用
本文　中性再生紙使用

国立国会図書館月報 平成一六年一二月二〇日発行 （毎月一回二〇日発行 一二月号通巻五二五号）

NATIONAL DIET LIBRARY MONTHLY BULLETIN

No. 525 December 2004

CONTENTS

Shidare yanagi illustrated by Omori Yoshikiyo (Random notes on rare books, 442)
For regional development and global coexistence: World Library and Information Congress - Participating in the 70th IFLA General Conference 1
31st Meeting of CDNL: The dawn of the global library ..... Yoshitaka Ikuhara 3
Bibliotheca Universalis meeting: The G-7 project at the crossroads ..... Yoshitaka Ikuhara 6
Library and Research Services for Parliaments Section: Supporting parliamentary democracy ..... Yoshio Watarase 8
Joint meeting of the PAC Advisory Board and PAC directors/meetings related to the Preservation and Conservation Section: Toward comprehensive preservation of various media ..... Masaki Nasu 11
Meetings related to the Bibliography and Cataloging sections: Global and local ..... Yukio Yokoyama 14
Libraries for Children and Young Adults Section: To diffuse "Guidelines for Children's Library Services" ..... Naoko Sato 17
Sketch of IFLA 20
Meeting between NDL Librarian and secretaries general of prefectural assemblies in fiscal 2004 22
Tidbits of information on NDL 24
Announcement of regular exhibition 24
Books not commercially available 25
Legal deposit system for independent administrative institutions - Preparing for the implementation of a new system 26
Partial amendments to the National Diet Library Law - Legal deposit system for independent administrative institutions and local independent administrative institutions 28
Monthly official report (Amendments to the National Diet Library Law and others) 30
NDL news 35
Visitors to NDL 36
Publications from NDL 37
Digital library services page 39
International Library of Children's Literature page 41
＜Invitation＞
Training program on reference FY2004 42
Training program on science and technology materials - the collection of the NDL 42
Training program on Asian information FY2004 43
17th forum on preservation: measures against disaster - prevention and emergency response - how to make use of the Japanese version of "Emergency Response and Salvage Wheel" 44
＜Announcement＞
Library closure at the year - end and New Year 45
Annual index to National Diet Library Monthly Bulletin, nos.514-525 55
What's bibliographic control? (11) Books in Western languages - playing a part in international bibliographic control 56

NATIONAL DIET LIBRARY
Tokyo